

裁定中、第一項、第三項及び第五項は、昭和二十九年一月以降実施するものとして、これを承認すべきものと議決したるもの

(国有林野事業)

一件

(専売公社外七件は、第十七回国会に提出され、第十八回国会に継続されたものである。)

参看 三二六号

三六一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件は、その全部につき、内閣において予算上、資金上その支出が可能になつたときは、消滅する。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件について委員会で審査中、内閣からその全部につき予算上、資金上、その支出が可能となつた旨の通知があつたときは、第七回国会においては、議院において、消滅したものとして審議を要しない旨の議決をし、第十二回(臨時)国会においてはそのまま自然消滅したものとして取扱つた。

第七回国会 公労法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(専売公社)は、昭和二十五年一月七日内閣から提出され、同日、労働委員会に付託されたが、同年三月二十三日内閣からその

全部につき、予算上、資金上、支出可能となつた旨の通知があり、同日、労働委員会は、本件につき、消滅したものとして審議を要しないものと議決し、三月二十八日の本会議において、労働委員長は、発言を求め、同委員会における審議の経過及び結果を報告し、議長発議により議院に諮り、本件については、消滅したものとして、審議を要しないものと議決した。(会議録六四九乃至六五一頁)

第十二回(臨時)国会 公労法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(専売公社)は、昭和二十六年十月二十二日、内閣から提出され、同日労働委員会に付託され、委員会において審査中同年十月三十日、内閣から予算上、資金上、支出可能となり、その全部を実施し得る見込が明らかになつた旨の通知があつたので、そのまま自然消滅したものとした。

第九節 参議院の緊急集会において採られた措置につき同意をを求めるの件

三六二 参議院の緊急集会において採られた措置につき同意を求めるの

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件  
参議院の緊急集会において採られた措置につき同意を  
求めるの件  
(三六一)  
三一九

第二編 会議 第三章 議事特則

第八節

第九節



件は、次の国会の召集の当日、内閣から提出されるのを例とする。

参議院の緊急集会において採られた措置につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求め  
るの件は、次の国会の召集の当日内閣から提出されるのを例とする。

第十五回(特別)国会召集日、昭和二十七年十月二十四日、内閣から参議院の緊急集会においてなされた中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名につき日本国憲法第五十四条第三項に基く同意を得たい旨の要求書が提出された。

第十六回(特別)国会召集日、昭和二十八年五月十八日、内閣から国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二十二号)につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件外六件が提出された。

参看 二二〇号、三四〇号

**三六三** 参議院の緊急集会において採られた措置につき同意を求めるの件は、その全部について同意するか否かを議決する。

第十六回(特別)国会に提出された参議院の緊急集会において採られた措置につき同意を求めるの件の

うち、期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律(昭和二十八年法律第二十四号)につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件は、十六件の法律の改正を内容とする一法律について同意を求めたものであるから、一法律としては不可分のものであり、その一部について不同意ということはあり得ないので、議決に当つては、その全部について同意するか否かを決した。

**第十節 裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員等の選挙**

**三六四** 裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員の選挙の方法は、議長  
の指名によるのを例とする。

裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員は、第一回国会以来、総選挙後初めて召集される国会の会期の始めに、選挙する。而して、その選挙の方法は、その手続を省略し、議長の指名による例である。

この場合、予め、議院運営委員会において、所属議員数の比率に応じて、裁判員及び同予備員、訴追

衆国  
二二五  
二二六  
二三  
二五

第二編 会議 第三章 議事特則 第九節 参議院の緊急集会において採られた措置につき同意を求めるの件 (三六三) 三二一  
第十節 裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員等の選挙 (三六四)



委員及び同予備員を各会派に割り当て、且つ所属議員数の比率の大小により予備員の職務を行う順序を決定し、各会派から候補者を申し出させて議長がこれを指名し、且つ予備員の職務を行う順序を定める例である。

なお、補欠選挙の場合は、前任者の所属会派よりその後任の候補者を届け出させ、同様に議長が指名する例である。

参看 一一九号、二九二号第一の一

衆 二三条  
二五条

三六五 裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員が選任されたとき又は辞任したときは、裁判員については参議院及び裁判官弾劾裁判所に、訴追委員については参議院及び裁判官訴追委員会に、それぞれその旨を通知する。

裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員が選任され又は辞任したときは、裁判員及び同予備員については参議院及び裁判官弾劾裁判所に、訴追委員及び同予備員については参議院及び裁判官訴追委員会に、それぞれその旨を通知する。なお、予備員については、その

職務を行う順序も通知する。

衆 二六条  
二七条

三六六 本院議員のうちから、行政各部の委員を指名する場合は、選挙の手續を省略して、議長の指名によるのを例とする。

法律の定めるところにより、本院議員のうちから行政各部の各種の委員を指名する場合は、衆議院規則第二十六条及び第二十七条の規定により選任する。その選任の方法は、選挙の手續を省略して議長の指名によつてゐる。而して、この場合予め議院運営委員会において、所属議員数の比率に応じて、各会派に委員を割り当て、各会派からその候補者を申し出させ、議長がこれを指名する例である。なお、補欠選挙の場合は、前任者の所属会派よりその後任の候補者を届け出させ、議長がこれを指名する例である。

本院の議長及び副議長は、皇室典範により皇室會議の議員に、皇室經濟法により皇室經濟會議の議員になるのであるが、その予備議員については、本院議員のうちから互選することになつてゐる。第一回国会、昭和二十二年七月四日の各派交渉会において、皇室會議及び皇室經濟會議の予備議員は、議

第二編 會議 第三章 議事特則 第十節 裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員等の選挙 (三六五) (三六六)



長又は副議長の経歴を有する議員のうちから指名することに決定し、爾来この例によつてゐる。本院議員のうちから指名する行政各部の各種の委員は、次の通りである。

- 首都建設委員会委員
- 首都建設法
- 鉄道建設審議会委員
- 鉄道敷設法
- 国土総合開発審議会委員
- 国土総合開発法
- 日本ユネスコ国内委員会委員
- ユネスコ活動に関する法律
- 北海道開発審議会委員
- 北海道開発法
- 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員
- 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法
- 湿田単作地域農業改良促進対策審議会委員
- 湿田単作地域農業改良促進法
- 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員
- 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法
- 飼料需給安定審議会委員
- 飼料需給安定法
- 中央青少年問題協議会委員
- 青少年問題協議会設置法
- 離島振興対策審議会委員
- 離島振興法
- 畑地農業改良促進対策審議会委員
- 畑地農業改良促進法
- 検察官適格審査会委員及び同予備委員
- 検察庁法

又、法律の定めるところにより内閣において本院議員のうちから、社会保障制度審議会委員及び地方制度調査会委員を命ずる場合には議長の推薦による。而して、この場合予め議院運営委員会において、所属議員数の比率に応じて各会派に委員を割り当て、各会派からその候補者を申し出させ、議長がこれを推薦する例である。

参看 一一九号、二九二号第一の一)

三六七 本院議員のうちから各種の議員及び委員を選任したとき、又は議長が推薦したときは、直ちにその旨を内閣に通知する。

法律の定めるところにより、議院において本院議員のうちから各種の議員及び委員を選任したとき又は議長において推薦したときは、議長は、直ちにその旨を内閣に通知する。又、予備議員については、その職務を行う順序をも通知する。



第十一節 国会法第三十九条但書の規定により議決を

求めるの件

国 三九条

三三八 国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件は、両議院において別々に議決する。

内閣から国会法第三十九条但書の規定により国会議員が内閣行政各部における各種の委員、顧問、参事その他これらに準ずる職に就くことについて、国会の議決を求めるには、両議院に別々に提出する。両議院においては、別々に議決するのが例であり、両院の議決が異つたときは、国会の議決がなかつたものとして取扱う例であつた。而して、第二十一回国会における国会法の一部改正により、「国会の議決」は、「両議院の議決」に改められた。

国会法第三十九条但書の規定により議決をした主な事例をあげれば次の通りである。

第十一回(臨時)国会昭和二十六年八月十八日議決、講和全権委員に本院議員星島二郎君、同苦米地義三君、参議院議員徳川宗敬君、講和全権委員代理に本院議員松本六太郎君、同吉武恵市君、参議院議員大野木秀次郎君、同伊達源一郎君、同鬼丸義齋君。第十三回国会昭和二十七年二月二十三日議決、国際捕鯨委員会委員に参議院議員小瀧彬君。同三月十一日議決、経済安定本部顧問に本院議

員根本龍太郎君。第十五回(特別)国会昭和二十七年十月二十五日議決、第七回ユネスコ総会日本政府代表顧問に参議院議員金子洋文君。第十六回(特別)国会昭和二十八年六月二十五日議決、国際連合食糧農業機関アジア極東地域会議日本政府代表に参議院議員石黒忠篤君。同八月三日議決、外務省参与に本院議員小金義照君、同早稻田柳右エ門君、参議院議員岡崎眞一君。同八月六日議決、国際連合捕虜特別委員会第四会期日本政府代表に本院議員有田八郎君。

又、両議院の議決が異つたときの事例をあげれば次の通りである。

第一回(特別)国会 昭和二十二年七月十二日、本院は、総理庁行政調査部顧問に本院議員松岡駒吉君、参議院議員川上嘉市君を充てる旨議決したが、参議院は、同年七月二十八日両君が総理庁行政調査部顧問に就くことができない旨議決し、両議院の議決が一致しなかつたので、七月二十九日本院においては、本件につき国会法第三十九条但書の規定による国会の議決がなかつたものとして取扱ひ、その旨を内閣及び参議院に通知した。

三六九 国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件は、まず議院運営委員会に諮問する。

第二編 会議 第三章 議事特則 第十一節 国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 (三六八) 三三七



第一回国会以来、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件が提出されたときは、議長は、まずその取扱いを議院運営委員会に諮問し、各会派の賛否の態度決定をまつて議院に諮り、議決する例である。

参看 一一九号

三七〇 国会法第三十九条但書の規定による議決があつたときは、議長は、その旨を内閣に通知する。

国会法第三十九条但書の規定による両議院の議決については、本院及び参議院がそれぞれ議決をなし、その結果をその院の議長から内閣に通知する。

### 第十二節 国家公務員の任命につき両議院の同意又は

事後承認を求めるの件

三七一 国家公務員の任命につき両議院の同意又は事後承認を求めるの件は、まず議院運営委員会に諮問する。

国家公務員の任命につき同意又は事後承認を求めるの件は両議院に別々に提出される。本院に提出されたときは、議長は、まずその取扱について議院運営委員会に諮問し各会派の賛否の態度決定をまつて議院に諮り議決する例である。ただ第四回国会において、人事官に浅井清君、山下興家君、上野陽一君を任命することについて同意を求めるの件が提出されたとき、議長は、これを人事委員会に付託し、その報告をまつて議決したことがある。

参看 一一九号

三七二 国家公務員の任命につき両議院の同意又は事後承認を求めるの件は、両議院別々に議決する。

国家公務員の任命につき同意又は事後承認を求めるの件は、両議院別々に提出され、それぞれ両議院において議決される例である。議決に際しては数名を一件として提出された場合、全員につき任命に

国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 (三七〇)

第二編 会議 第三章 議事特則

第十一節 国家公務員の任命につき両議院の同意又は事後承認を求めるの件 (三七二)



同意又は事後承認をするか否かを諮るのを例とするが、数名中の一部に反対があるときは分割して採決している。(第二回国会昭和二十三年三月四日、国家公安委員(会議録一六八頁)、第十六回(特別)国会昭和二十八年六月二十五日、鉄道建設審議会委員(会議録一六六頁))

検査官の場合を除き両院の議決が異つたときは、両議院の議決がなかつたものとして取扱う。検査官については、会計検査院法第四条により衆議院が同意して参議院が同意しない場合は、衆議院の同意をもつて両議院の同意とすることになつてゐる。

なお、第十九回国会において、内閣から昭和二十九年四月二十一日、日本国有鉄道経営委員会委員に阿部藤造君、工藤義男君、佐藤喜一郎君、佐々木義彦君及び村田省藏君を任命するについて本院の同意を求めてきたが、本院においてその審議中、五月十二日、内閣は、同委員中、村田省藏君の任命を都合により取止めることにしたので同君を削除したい旨の申入れをした。よつて本院は、同日、村田君を除き、阿部藤造君外三名を任命することに同意したことがある。

三十一 国家公務員の任命につき両議院の同意又は事後承認を求めよとの

### 三七三 国家公務員の任命について両議院の同意又は事後承認があつたときは、議長は、その旨を内閣に通知する。

国家公務員の任命につき両議院の同意又は事後承認を求めよの件は、衆議院及び参議院がそれぞれ議決をし、その結果をその院の議長から内閣に通知する。

### 三七四 中央選挙管理委員会及び同予備委員の議決による指名については、その手続を省略して、議長は、その旨を内閣に通知する。

公職選挙法第五条の二による中央選挙管理委員会及び同予備委員の議決による指名については、その手続を省略して議長は、その旨を内閣に通知する。議長が指名する場合には、両議院を通じて同一会派の所属議員数の多い順序に、定数(五名)まで一名ずつ各会派に割り当て、この割当に基いて、届け出た推薦候補者についてそれぞれの院において議長が指名する例である。

なお、国会の議決による指名があつたときは、その旨を内閣及び参議院に通知する。



三七五 国立国会図書館館長の任命について承認する。

国立国会図書館の館長は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会と協議した後、国会の承認を得て任命する。而して議院の承認を得るには、議長が院議に諮り、承認するか否かを決する例である。院議による承認があつたときは、その旨を参議院に通知する。

参看 一〇九号、一一九号

三七六 法制局長の任命について承認する。

法制局長については、議長が議院の承認を得た後任命する。而して議院の承認を得るには、議院運営委員会に諮問した後、議長が院議に諮り、承認するか否かを決する例である。

参看 一一九号

第十三節 決議案

三七七 決議案が提出されたときは、議院運営委員会に諮問した後、議院の会議に付するのを例とする。

決議案が提出されたときは、議長は、議院運営委員会に諮問した後議院の会議に付するのを例とする。而して、委員会の審査を省略すると決したものは直ちに議題とし、委員会の審査を省略しないこととしたものは、所管の委員会に付託する。

なお、決議に関する議長発議についても、議長は、予め議院運営委員会に諮問する。  
参看 一一九号、一二六号、一三〇乃至一三二号、一三四号、一四一乃至一四三号、一四六号、一四七号、二二三号、二二二号

三七八 決議は、内閣に対する不信任、特別委員会の設置並びに国交又は領土に関する意思表示、感謝、表彰、祝賀、慰問、弔詞、その他諸



般の事項に関して、これをする。

決議は、内閣に対する不信任、特別委員会の設置並びに平和条約発効、戦犯釈放、海外同胞引揚促進、戦没者の遺骨収容、国交又は領土に関する議院の意思表明、外国或は外国諸機関に対する感謝、個人的功績に対する表彰、永年在職議員に対する表彰、祝賀、慰問、弔詞及び恩赦その他国政に関する諸般の事項に関してなされるが、これ等の案件は、議長発議若しくは議員の動議により、又は決議案の形式をもつて、会議に付される。

参看 九五号、一四一号、一四二号、一八五号、五二〇号、五二三号、五二四号、五二七号乃至五三二号

三七九 決議に対し、国务大臣が意見を述べ、又は謝意を表す。

第一回国会以来、議決された決議案は頗る多く、平和条約発効、国交又は領土に関する決議及び国政に関する諸般の事項に関する決議に対しては、その議決の後、内閣総理大臣又は主管大臣が意見を述べ、又は謝意を表した例が多い。

参看 四九〇号

三八一 参看 参事官の職務を定むるに關する法律案

三八〇 決議は、即日これを通知する。

決議がなされたときは、即日、関係大臣及び内閣官房長官宛事務総長から決議文を参考のため送付するのを例とする。

しかし、松岡議長は、昭和二十三年六月八日連合国防司令部にホイットニー代将を訪問し、米国オレゴン州における水害につき見舞の決議文（議長発議、第二回国会、昭和二十三年六月五日決議）を手交し（公報八〇一頁）（同一事例、第一回（特別）国会、公報三二六頁、第七回国会、公報六八六頁、同七二二頁）、幣原議長は、昭和二十四年十二月三日在米理学博士湯川秀樹君宛、同君に対する感謝決議（第六回（臨時）国会、昭和二十四年十二月三日議決）を打電し（公報五二五頁）、又昭和二十九年四月二日堤議長から岡崎外務大臣に原子力の国際管理に関する決議（第十九回国会、昭和二十九年四月一日議決）を国際連合総会議長に伝達方を依頼したことがある。（公報九六頁）（同一事例、第十九回国会、公報一一〇二頁）その伝達依頼に対しては、通知書を受領したことがある。（第十九回国会、公報一五一六頁）

第二編 会議

第三章 議事特則

第十三節 決議案

（三七九、三八〇）



なお、決議に基く処理の結果につき主管大臣から報告のあつた例がある。(第五回(特別)国会、昭和二十四年四月二十六日、会議録二六六頁)

参看 一五〇号

### 第十四節 請願

衆国  
一七九条  
一七三条

三八一 一定の様式を備えていない請願は、これを受理しない。

請願は、国会法及び衆議院規則に定める一定の様式を備えることを必要とし、これに合わないものは、議長においてこれを受理することができない。

参看 一二五号、二六三号、四一五号

三八二 紹介議員が請願を取り下げる。

請願の紹介議員は、書面をもつてその取下を申し出ることができるが、委員会に付託した後は、委員

会の許可を必要とする。

参看 一五六号

三八三 紹介議員が請願の紹介を取り消す。

請願を連署して紹介した議員が、請願の紹介を取り消したことがある。

参看 一三二号

三八四 裁判官の罷免を求める請願は、委員会に付託しないで、裁判官

訴追委員会に送付する。

裁判官の罷免を求める請願は、これを受領した後、文書表を作成しないで、直ちにその本書を訴追委員会に送付する。

衆 一七七条

三八五 請願を審議する委員会の付託する。

第二編 会議 第三章 議事特別 第十四節 請願 (三八一―三八四)



三八五 請願を特別委員会に付託する。

第十七回(臨時)国会において、水害地緊急対策特別委員会が設けられたとき、院議により、付託事件に関連する請願を併せ付託したことがある。爾来、特別委員会が設けられた場合には、その特別委員会の所管に属する請願は、議院に諮ることなく、議長において特別委員会に付託する例である。

参看 二一七号

衆 一七八条

三八六 請願は、一括して議題とし、且つ一括して採決するが、反対のある請願は別に採決する。

請願については、第一回(特別)及び第二回国会においては、常任委員会ごとに一括して議題とし、委員長の報告を求め一括採決していたが、第三回国会以来、請願日程に記載されたものの全部を一括議題とし、委員長の報告を省略して一括採決するのを例とする。しかし、反対のある請願は、別にこれを採決する。

参看 三二二号

三八七 請願の委員長報告は、これを省略するのを例とする。

請願は、第一回(特別)及び第二回国会においては、常任委員会ごとに委員長から報告していたが、第三回国会以来、委員長の報告を省略するのを例とする。

参看 二二九号

三八八 請願は、これを採択するか否かにつき採決する。

請願が会議に付せられたときは、これを採択するか否かにつき採決する。

参看 三九二号

三八九 採択した請願を内閣に送付する。

議院で採択した請願のうち内閣において措置するを適当と認められたものは、これを内閣に送付する。

参看 三九三号、三九七号

第二編 会議 第三章 議事特則 第十四節 請願 (三八五―三八九)



三九〇 委員会で不採択と決した請願は、議事日程に記載する。

委員会では不採択と決した請願は、議事日程に記載するが、委員長の申出があるときは、これを議事日程に記載しない。

参看 一七六号、一八四号

三九一 委員会で議院の会議に付するを要しないと決した請願は、これを会議に付さない。

委員会では議院の会議に付するを要しないと決した請願について、議員二十人以上から休会中の期間を除いて七日以内に会議に付するの要求がないときは、委員会の決定が確定する。

参看 一八四号

三九二 請願中その一部を採択する。

第七回国会、外務委員会において、審査中の在外資産の補償に関する請願は、分割し得る四事項を内容とするため、「在外資産補償機関の設置」「在外資産予備審査機関の設置」の二点について採択の上内閣に送付すべきものと議決し、議院も同様の議決をした。

参看 三八八号

三九三 議決された議案又は請願とその目的を同じくする請願は、議決を要しない。その請願は、議案又は請願の議決の結果により採択若しくは不採択とみなされる。

採択とみなされた請願のうち、内閣において措置するを適当と認められたものは、内閣に送付し、且つその件名を会議録に記載する。

議決された議案又は請願と目的を同じくする請願の取扱については、第二十一回帝国議会までは一定しなかつたが、第二十二回帝国議会以来、既に議決した法律案、建議案又は請願とその目的を同じく



する請願は、議事日程に記載せず院議に付することなく当然議決を要しないものとなつた。而して第三十六回帝国議会、大正四年六月九日の会議において、既に議決された法律案、建議案又は請願と目的を同じくする請願は、これらの議案が可決され又は請願が採択されたときは、当然採択とみなされ、又これらの議案が否決又は請願が不採択となつたときは、当然不採択とみなすものとすることに決定した。(速記録三三三頁)爾來、国会となつてもこの例に準拠している。

なお、採択とみなされた請願のうち内閣において措置するを適當と認められたものは内閣に送付し、且つ、その件名を會議録に記載する。

三六二 参看 一八四号、三三九号、三八九号

三九四 会期末に請願の文書表を作成する暇がないときは、本書により審査する。

会期末において請願の文書表を作成する暇がないときは、本書によつて審査したことがある。

三六一 審判中の一請願を採択する。

三九五 請願の委員会報告書は、一件ごとに作成することなく、各委員会ごとに取りまとめ作成する。

請願の委員会報告書は、一件ごとに作成することなく、各委員会ごとに又は議院に報告することなく取りまとめ作成する。

三六八 議院に提出された請願の審査は、議院委員会に付する。

第三十五節 請願又は採択要求

三九六 採択と決した請願については、紹介議員にその旨を通知する。

第一回(特別)国会、昭和二十二年八月二日の議院運営委員会において、採択した請願については、その旨を紹介議員に通知することに決定し、爾來これによつてゐる。

三六二



三九七 請願の処理経過は、内閣から毎年議院に報告される。請願の処理経過は、内閣から毎年十二月に報告されるのを例とする。

参看 三八九号

第十五節 懲罰及び処分要求

三九八 議長は、職権をもつて懲罰委員会に付する。

議員は、四十人以上の賛成者(第二十一回国会における国会法の一部改正により二十人から四十人に改められた。)がなければ懲罰の動議を提出することができないが、議長は、議事規則に違反議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけ、議長の制止又は取消の命に従わない者があるとき、或いは院議に服従しない者があるときは、職権をもつて直ちに懲罰委員会に付することができる。而して、この権限は、第五十一次帝国議会大正十五年三月十三日の院議により、懲罰動議と異なり、事犯後三日以内の期間に拘束されなく。

国 一一二 条  
衆 一三三 条  
常 一三八 条  
規 一三四 条

議長が職権をもつて議員を懲罰委員会に付するときは、本会議において宣告することによりこれを行う。議長が職権をもつて懲罰委員会に付した場合は、次の通りである。

第一回(特別)国会昭和二十二年十二月五日(会議録一〇〇三頁)、第四回国会昭和二十三年十二月十八日(会議録一八九頁)、第十回国会昭和二十六年三月二十四日(会議録三四一頁)、第十九回国会昭和二十九年六月九日(会議録一〇七九頁)

参看 一〇九号、四〇二号、四〇三号

三九九 院議をもつて懲罰委員会に付する。

議院の品位を傷つけ、議場の騒擾をかもし、或いは無礼の言を用いた者に対し、議員から、四十人以上の賛成者を得て懲罰委員会に付するの動議が提出されたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会に諮問し、その答申をまつて議事日程の変更の手續をしないで直ちに議題とし、討論を用いなくて議院の決を採り、懲罰委員会に付するかどうかを決する。而して、この動議は、事犯が

第二編 会議 第三章 議事特則 第十四節 請願(三九七)  
第十五節 懲罰及び処分要求(三九八、三九九) 三四五



あつた日から三日以内に提出しなければならないことは、国会法の規定するところであるが、この期間には、事犯があつた当日からこれを起算する。

院議をもつて懲罰委員会に付した場合は、次の通りである。

- 第四回国会昭和二十三年十二月十一日(会議録九五頁)、同昭和二十三年十二月十三日(会議録一四七頁)、
- 第五回(特別)国会昭和二十四年四月十九日(会議録二二五乃至二二七頁)、同昭和二十四年五月二十日(会議録七九三、七九四頁)、
- 第六回(臨時)国会昭和二十四年十二月二日(会議録四三〇、四三一頁)、第十回国会昭和二十六年一月三十一日(会議録八九乃至九二頁)、第十三回国会昭和二十七年三月四日(会議録二〇三乃至二〇九頁)、同昭和二十七年六月十二日(会議録一一〇五乃至一一二頁)、第十五回(特別)国会昭和二十八年三月二日(会議録五二五、五二六頁)、第十六回(特別)国会昭和二十八年八月四日(会議録八三七頁)、第十九回国会昭和二十九年六月九日(会議録一〇七九、一〇八〇頁)

参看 一一九号、三二七号

### 四〇〇 懲罰事犯があると告げられた議員が弁明のため発言する。

衆 一三三 条

懲罰委員会に付するの動議が提出され議題となつたときは、事犯があると告げられた議員は、提出者の趣旨弁明の後、採決の前に、身上弁明のため発言するのを例とする。

- 第五回(特別)国会昭和二十四年四月十九日(会議録二二六頁)、第十回国会昭和二十六年一月三十一日(会議録九〇頁)

参看 二五九号、二六〇号、二七一号の五

衆 二二三 条  
二二九 条

### 四〇一 懲罰委員会に付するの動議を採決する場合は、事犯があると告げられた議員は、退席するを要しない。

議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会に列席することはできないが、懲罰委員会に付するの動議を採決する場合は、事犯があると告げられた議員は、退席するを要しない。

参看 四四一号

四〇一 懲罰委員会の採決に付するの動議は、議員は、これを懲罰委員



四〇二 職務の執行を妨げる者があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付する。

議長、事務総長、速記者又は監視の職務の執行を妨げた者を、議長が懲罰委員会に付したことがある。

その事例は次の通りである。

第一回(特別)国会昭和二十二年十二月五日(会議録一〇〇三頁、同月六日懲罰委員会議録第二号一頁)、第十九回国会昭和二十九年六月九日(会議録一〇七九頁、同月十日懲罰委員会議録第一号二頁)

参看 三九八号

四〇三 委員会において起つた懲罰事犯について委員長の報告を受けたときは、議長は、議院運営委員会に諮問した後、これを懲罰委員会に付する。

委員会において懲罰事犯が起つたときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならぬのであつて、その報告を受けたときは、議長は、これを議院運営委員会に諮問し、その答申をまつて、本会議において、事犯があると告げられた議員を懲罰委員会に付する旨の宣告をなすべきである。なお、第三十九(特別)帝国議會、大正六年七月十五日に、議長が、委員長より委員会において懲罰事犯があるとの報告を受けたので、旧議院法の規定によりこれを懲罰委員に付した例がある。(速記録二六〇頁)

参看 一一九号、三九八号

四〇四 懲罰は、その議決に基く議長の宣告によつて執行され、又はその効力が生ずる。

懲罰は、懲罰事犯の件が議決され、公開議場において議長がこれを宣告することによつて執行され、又はその効力が発生する。

参看 八四号、三一七号、四〇七号



四〇五 議員に陳謝を命ずる。

公開議場において陳謝を命ずべきものと議決した場合は、次の通りである。

第四回国会二件、第五回(特別)国会及び第十回国会各一件、第十三回国会二件、第十六回(特別)国会一件

なお、議決の当日、当該議員の出席がないときは、議長は、適当な機会にこれを命ずることを宣告する。

四〇六 議員の登院を停止する。

議院の議決に基いて、一定期間の登院を停止した場合は、次の通りである。

第一回(特別)国会三件、第五回(特別)国会二件、第十九回国会四十五件

四〇七 登院停止は、議決を宣告した当日から起算し、休日をも包含する。

登院停止は、特別の場合を除き三十日を超えない範囲内で命ぜられ、その起算は、宣告の当日からこれをなし、且つ休日をも包含するものとする。

四〇八 登院を停止された者が特別委員であるときは、解任される。

特別委員たる議員が登院停止を命ぜられたときは、衆議院規則により、その委員を解任され、特別委員長であるときはその職を解かれ当日の衆議院公報にその旨を記載する。

第十九回国会 昭和二十九年六月十五日

参看 九六号、九九号

四〇九 会期を超えた期間の登院停止を命ずる。



登院停止は、特別の場合を除き三十日を超えない範囲内で命ぜられるが、その期間は懲罰を科する時期における会期の残存期間に拘束されず、会期の残余日数以上の期間の登院を停止することができ

衆 二四三条

四一〇 登院停止を命ぜられた者は、その期間中は委員会に出席しない。

登院停止を命ぜられた者は、特別委員は解任されるが常任委員は解任されることなく、(第二十二回(特別)国会昭和三十年三月二十二日の衆議院規則の一部改正により、今後は常任委員も解任されることになった。)登院を停止された結果委員会に出席する権利がその期間中停止されるだけである。而して、懲罰そのものの効果はその会期に限られるが、会期を超えて登院を停止された場合、委員会が閉会中審査をするときには、その停止期間中は出席しない例である。(第五回(特別)国会、昭和二十四年五月三十一日、議院運営委員会議録第四十七号一頁参照)

四〇九 登院停止を命ぜられた者は、その期間中は委員会に出席しない。

憲 五八条  
二項但書  
一、二、三、四、五  
衆 二四三条

四一一 議員を除名する。

議院の議決に基いて、議員を除名した場合は、次の通りである。

第十回国会一件(昭和二十六年三月二十九日(会議録五二二頁))

参看 八四号

国 二二〇条

四一二 議員が国会法第二百二十条の規定によつて処分を求めようとするときは、理由を附した処分要求書を議長に提出する。

議院の会議又は委員会において侮辱を被つた議員が、国会法第二百二十条の規定によつて、議院に訴えて処分を求めようとするときは、理由を附し書面をもつて議長に要求しなければならぬ。

第十五回(臨時)国会 昭和二十八年二月二十八日西村榮一君が、又同年三月十日堤ツルヨ君が、それぞれ国会法第二百二十条の規定による処分要求書を議長に提出した。

四一三 以て要求書が提出されたときは、議長は、その要求書に基いて、懲罰委員会



四一三 処分要求書が提出されたときは、議長は、まず議院運営委員会に諮問する。

国会法第二百二十条の規定による処分要求書が提出されたときは、議長は、直ちに議院にこれを諮ることなく、まず議院運営委員会に諮問する。

参看 一一九号

四一四 国会法第二百二十条による処分要求に関する件の取扱い方についての議長の決定

国会法第二百二十条による処分要求に関する件の取扱いについて、第十五回(特別)国会、昭和二十八年二月二十八日、議長(大野伴睦君)は、次の内規を決定した。

国会法第二百二十条による処分要求書の取扱に関する件

一、議院の会議又は委員会において侮辱を被つた議員が、国会法第二百二十条に基いて議院に訴えて処分を求める場合には、議長宛の書面をもつて理由を附し、「処分要求書」として提出するものと

する。

二、議長は、直ちに議院に之を諮うことなく、先ず議院運営委員会に諮問するものとする。

三、議院運営委員会において、その処分要求書を資格争訟又は懲罰事犯の場合に倣うて、特別委員会を設けて審査させることが妥当であるときは、特別委員会の審査を経た後に、議院の会議において、その処分を決する。

四、特別委員会においては、その要求を妥当であると決したるときは、それに対する議院の処分の種類(例えば発言の取消、陳謝、政府委員の承認の取消等議院として為し得る範囲のもの)を併せて報告すべきものとする。

五、議院においては、特別委員会の審査の結果を覆えすこともできる。

六、又議院運営委員会において、処分要求が妥当でないと認めたとときは、特別委員会を設けて審査させることなく、議院運営委員会に処分要求書を付託して、これを審議未了にすることも考えられる。







四一七 質問主意書及びその答弁書は、印刷配付し、会議録に記載する。

質問主意書が提出され、議長が承認したときは、直ちにその全文を印刷し、議員に配付するとともに内閣に転送する。而して、内閣から答弁書を受領したときは、印刷配布し、質問主意書とともに会議録に記載する。

参看 一五一号、四二二号

四一八 質問主意書で資料の要求を含むものは、受理しない。

質問主意書で各種の資料を要求することは、許されないので、これを受理しないことがしばしばある。

なお、第二回国会においては、議長において資料要求と認め、提出者に撤回させたことがあり、又、第三回国会においては、議院運営委員会において資料の要求にわたる部分を一部抹消したことがある。

第四章 質問

四一九 議長が質問主意書の取扱について、議院運営委員会に諮問する。

第十回国会、昭和二十六年一月二十五日の議院運営委員会において、質問主意書の取扱について協議の結果、議院運営小委員協議会においてその取扱をきめることとなり、議長は、その都度小委員協議会に諮問して決定していたが、第十三回国会、昭和二十七年三月十八日の議院運営委員会において、大池事務総長から「質問主意書については、一応全部当委員会に諮つて取り次いでいたが、その後事務的に見て問題のないものは早く処理し、問題のあるものについてはお諮りして処理しておつたわけである。」との発言があり、爾来質問主意書についてはこの趣旨に準拠して取り扱うこととなつた。

参看 一一九号

四二〇 質問主意書は、印刷配付後内閣に転送するのを例とする。

質問主意書は、印刷配付した後内閣に転送するのを例とする。但し、会期終了日に提出されたため印刷する暇がない場合は、その本書の写を転送する。

第二編 会議 第四章 質問 第一節 質問主意書及び答弁書 (四一七—四二〇)



四二一 答弁書の一部について、印刷を省略する。

質問主意書に対する内閣の答弁書が歴大にわたるとき、その一部の印刷を省略したことがある。

参看 四一七号

四二二 質問主意書を撤回する。

第二回国会において、内閣に転送する前に議員から質問主意書を撤回したことがある。

参看 一五六号

四二三 議長に対する質問書は、これを受理しない。

議員の質問は、国政に関して内閣に対し問い質すものであるから、議長に対する質問書は、これを受理しない。

第二節 緊急質問

四二四 緊急質問は、天災地変、騒擾その他議院運営委員会において緊急已むを得ないものと認められたものに限り、これを許可する。

第五回(特別)国会、昭和二十四年四月十二日の議院運営委員会において、緊急質問の取扱い方の基準に関し、「緊急質問は緊急やむを得ざるものに限る。緊急やむを得ざるものとは、天災地変、騒擾等に関するもので、その他議院運営委員会において緊急やむを得ざるものと認められたものを言う。」との申合を行い(議院運営委員会議録二頁)、爾来これによつてゐる。

参看 一一九号



四二五 緊急質問は、院議をもつてこれを許可する。

議員から緊急質問が提出されたときは、まず議院運営委員会において許可すべきか否かについて協議した後、院議をもつてこれを許可する例である。

参看 一一九号

四二六 緊急質問は、その答弁に対する質問と通じて、三回を超えないことを例とする。

緊急質問に対し國務大臣又は政府委員より答弁があつたときは、これに対し質問者は重ねて質問をすることができ、その発言は、答弁に対する質問と通じて三回までとする。

第十六回(特別)国会 昭和二十八年五月二十九日の本会議において、平野力三君は、凍霜害対策に

参看 二五一号

四二七 施政方針に関する演説がなかつたため、緊急質問をする。

第三回(臨時)国会は、国家公務員法の一部を改正する法律案その他緊急を要する諸法案の審議のために召集された国会であり、その当初に第二次吉田内閣が成立したのであるが、施政方針に関する内閣総理大臣の演説がなかつたので、昭和二十三年十一月九日の本会議において吉川兼光君が、翌十日の本会議において小川半次君外五名が、それぞれ総理大臣の施政方針に関する緊急質問をした。

(会議録二三乃至二七頁、三一乃至三八頁)

参看 二四四号、四八六号

四二八 國務大臣の出席がないため、緊急質問を保留する。

緊急質問に際し主管國務大臣の出席がないときは、政府委員が出席して答弁するのが例であるが、内閣総理大臣の出席がないため緊急質問を保留したことがある。

第十三回国会 昭和二十六年十二月十五日の議事日程には、前日の議院運営委員会の決定に基づき、竹山祐太郎君提出、ダレス、吉田会談に関する緊急質問外三件を記載したが、竹山君は、内閣総理大臣が欠席のため、同君提出の緊急質問を保留した。(会議録二三頁)

第二編 會議 第四章 質問 第二節 緊急質問 (四二五―四二八)



四二九 緊急質問に対する答弁に関連する質疑は、これを許さないのを例とする。

第四十四回帝國議會、大正十年一月二十三日の各派交渉会において、質問の答弁に対しては提出者以外の者よりなるべく質疑をしないことを申し合せ、爾来これに従い、質問者以外には答弁に対する関連質疑を許さない例である。

国 六一条

四三〇 緊急質問について、発言時間を申し合せる。

緊急質問については、その都度議院運営委員会において、発言時間を十分又は十五分と申し合せる例である。

参看 一一九号、二七一号

四二九 参看 一一九号、二七一号

### 第五章 秘密會議

衆国憲 五七条  
六二条  
二〇一条

四三一 秘密會議に、速記を附する。

秘密會議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があるときは、これを開くことができるのであるが、秘密會議には速記を附するのを例とする。その速記は反文浄書の上密封をしてこれを保存する。

なお、国会になつてから、本會議を秘密會議とした例はない。

国憲 五七条  
六三条

四三二 秘密會議の記録中、公表しないと議決したものについては、これを公刊しない。

秘密會の記録のうちで特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなればならないのであるが、院議によつて特に秘密を要するものと議決した部分は、これを公表し

第二編 會議 第四章 質問 第二節 緊急質問 (四二九、四三〇)  
第五章 秘密會議 (四三一、四三二)



ない。従つて、この部分は、印刷配付する会議録には記載しない。  
参看 四六一号

国六三  
二四七  
衆衆

四三三 秘密会議の結果は、秘密を要するとの議決に反しない限り、公開した議場において、これを報告する。

秘密会議において、特に秘密を要するとの議決があつたときでも、その議決に反しない限り、会議が公開された際、議長は、その会議の結果を報告する。

衆二〇  
五七  
衆衆

第五章 秘密会議

第六章 秩序、警察及び傍聴

衆二〇  
二二五  
衆衆

四三四 議場においては、新聞紙等を配付し又は閲読することは許されない。  
ない。

議場内においては、衆議院規則によつて、議事の参考のためのものを除いては、新聞紙、書類等を配付すること及びこれらを閲読することは許されていない。

衆二二三  
衆衆

四三五 議員は、つえを用いて議場にはいるには、議長の許可を受けなければならない。

病気又は負傷のため、歩行の不自由な議員が、つえを用いて議場内にはいるには、つえ使用許可願を提出して議長の許可を受けなければならない。

参看 二六号

第二編 会議

第五章 秘密会議 (四三三)

第六章 秩序、警察及び傍聴 (四三三—四三五)



四三六 議長は、議事又は議場の整理に関して予め注意する。

第五十回帝国議会、大正十四年三月二日政府提出衆議院議員選挙法改正法律案の第一読会の続会に入る際、議長(粕谷義三君)は、本案は憲法附属の重大法典であるから、演説をなさる方は用語を注意し、厳粛のうちに審議を進められるよう望みますと述べ(速記録四六九頁)、又第五十九回帝国議会、昭和六年二月三日開議劈頭、議長(藤澤幾之輔君)は、演説をなさる方は用語を慎み又許可を受けないで演壇に上り、或いはみだりに議席をはなれ速記席附近に至つて妨害をしないよう特に注意を願いたいと述べた。(速記録一七四頁)

四三七 院内の取締又は傍聴人の件について、議長が弁明する。

院内の取締及び傍聴人の件について、又議院構内の警備のため派出された警察官の執つた処置について、議長が答弁又は弁明したことがある。

第五十回帝国議会 大正十四年二月二十一日、選挙法改正案の上程に当り、牧山耕藏君は、議事進行に関する発言を求め、院内外に多数の警察官が配置され又傍聴席にも多数の私服警官が入場し

会場にいること等について議長の説明を要求する旨述べたところ、議長(粕谷義三君)は、院の内外に渉る警戒については、重要法案上程の際には先例もある旨を答弁した。(速記録三四四頁)

第五十九回帝国議会 昭和六年二月十九日、浅原健三君は、議事進行に関する発言を求め、昨十八日、本院の通用門が突如閉鎖され、警察官のため議員の登院が阻止されたがその閉鎖の理由及びその際前議員が傷害を受けた事実について議長の答弁を求める旨述べたところ、議長(藤澤幾之輔君)は、陳情と称して百余名が通用門に押寄せ不穏の情勢を示したので、一時通用門を閉鎖したが、この警察官の行為は警備の職務遂行上当然の処置と思われる、又、陳情員中の議員及び前議員に対しては、院内に入るよう取計つた旨を答弁した。(速記録三八九、三九〇頁)

なお、同月二十一日、西尾末廣君から同一事件につき、議事進行に関する発言があり、議長がこれに答弁した。(速記録三九二乃至三九四頁)



四三八 国会法第一百七十七条の規定により、休憩し又は散会する。

議場騒然のため議事を整理し難いと認めるときは、議長は当日の会議を休憩したことがあり、又散会を宣告したことがある。

第五十五回(特別)帝国議会 昭和三年四月二十七日の本会議において、高橋熊次郎君の議事進行に關する発言中議場騒じようのため議長(元田肇君)は議院法第八十八条により本日の議事を中止し延会を宣告した。(速記録五二頁)

第四回国会 昭和二十三年十二月十一日の会議において、今村忠助君提出議事日程追加の動議につき採決を行つた際、議場騒然のため議長(松岡駒吉君)は、暫時休憩を宣告した。(会議録九五頁)

参考 一九七号、二六六号

四三九 議長は、議員の発言を禁止する。

会議中議員が国会法又は議事規則に違ひ、その他議場の秩序をみだしたときは、議長は、これを警戒し、制止し、又は発言の取消を命ずる。議長の命に従わなるときは、当日の会議が終るまで発言を禁止したことがある。

四四〇 議長は、号鈴を鳴らす。

議場けん騒して、議長が静肅の注意を数回行つても、なお、静肅に至らないで、けん騒が益々甚だしいときは、議長は号鈴を鳴らす。

第九十回帝国議会 昭和二十一年六月二十一日(速記録二三頁)

四四一 議員の身上に關する議事中であつても、懲罰事犯の議事を除いては、関係議員は、退席することを要しない。

議員は、自己の懲罰事犯の會議に列席することができないが、事犯について、自ら弁明の要があるときは、議長の許可を得て発言することができる。但し、その弁明が終つたときは退席しなければならぬ。しかし、懲罰事犯の會議以外は、身上に關する議事中であつても、関係議員は退席することを



要しない。

参看 四〇一号

#### 四四二 議員が自己の言動について陳謝する。

第一回(特別)国会 昭和二十二年十月二十九日の議院運営委員会において、二十八日の自由討議の会議における岩本信行君の発言中叶凸君が不穏当な不規則発言をしたことについて協議の結果、同君が本会議において陳謝の意を表明すべきであると決定、同日の本会議で同君は、岩本君の発言中、不用意に軽率な発言をしたことは誠に恐縮にたえない旨を述べた。(会議録六一四頁)

第十六回(特別)国会 昭和二十八年八月一日に同一事例がある。(会議録七九八頁)

#### 四四三 院議をもつて議員に処決を促す。

第二十回(臨時)帝国議会議明明治三十七年三月二十八日の本会議において、秋山定輔君に関する調査

四二六条

委員会の報告を是認した際、小河源一君から「秋山定輔君ハ、本院ノ決議ニ鑑ミ處決スベキモノト議決ス」との動議が提出され、又これに対し大岡育造君から「衆議院ハ議員秋山定輔君が主宰スル二六新報本月十六日発兌内閣弾劾問題ニ對スル論說ニ關シ自ラ處決セラレムコトヲ望ム」との修正動議が提出され、採決の結果大岡君提出の修正動議が可決され、翌二十七日秋山君から議員辞職願が提出され、同月二十九日の本会議でこれを許可した。(速記録六一二頁)

第四十三回帝国議会議大正九年七月二十六日(速記録三八三、三八四頁)、第五十一回帝回議会議大正十五年三月二十日(速記録九〇三頁)に同一事例がある。

参看 九五号

#### 四四四 議長の制止に従わず議場の秩序をみだした者に対し、退場を命ずる。

議長の制止に従わないで、議場の秩序をみだした者があるときは、議長は、登壇中であると議席にあるを問わず退場を命ずる。

第一回(特別)国会昭和二十二年十一月二十日(会議録七八五頁)、同十一月二十二日(会議録七九三、七九六

四二六条











- 二 規則第七十九條(演説妨害禁止)ヲ嚴守スルコト
- 三 規則第八十條(許可ナク演壇ニ登ラサルコト)ヲ嚴守スルコト
- 四 本會議ハ成ルヘク午後六時頃ヲ以テ散會スルコト
- 五 彌次ヲ慎ミ殊ニ議院ノ品位ヲ傷クル言動ヲ爲ササルコト
- 六 懲罰委員會ヲ權威アラシムルヤウ其ノ組織ニ付特ニ考慮スルコト
- 七 擴聲機ヲ議長席及演壇ニ備付ケ必要アル場合ニ之ヲ使用スルコト
- 八 院内ニ酒類ノ搬入及販賣ヲ禁止スルコト(但シ儀禮ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス)
- 九 衆議院議員選舉法ノ改正ニ當リ將來議院内ニ於ケル犯罪ニ依リ處罰セラレタル者ハ議員タルト
- 一〇 將來議院内ニ於テ暴行ヲ爲シ騷擾ノ主因ヲ爲シタル議員ハ政黨ノ役員タラシメサルヤウ努ムルコト
- 一一 各政黨ニ於テ黨議拘束ノ程度ヲ緩和スルヤウ努ムルコト

一二 定例日ノ質問ハ成ルヘク之ヲ爲サシムルヤウ努ムルコト

又、第七十四回帝國議會、昭和十四年一月二十一日の各派交渉会において、議會における審議能率の増進を図るため、議事進捗に関する件十項、政府に要望する事項三項の申合せを行い、議事進捗に関する申合せについては同日から、これを実行した。

同日、小山議長から平沼内閣総理大臣宛、右申合せ事項を通知したが、同総理大臣から議事進捗に関する申合せについては了承する。政府に対する要望事項については努めて貴意にそふようしたい旨の回答に接した。

- 一 各派交渉會ノ組織ヲ強化シ其ノ協定ニ權威アラシムルノ方途ヲ講スルコト
- 二 國務大臣ノ施政方針ノ演説ニ對スル質疑者ハ相當數ニ制限スルコト
- 三 豫算委員會ヲ始メ各委員會ニ理事ノ外主任一名ヲ委員中ヨリ選任シ質疑者及言論ノ調整ヲ計



- 三、ルト共ニ主任ハ院内主任總務、委員長、理事ト協調シテ各委員ノ議事ノ圓滿ニ進捗セシムルコト
- 四、質疑者ハ豫メ質疑主旨並ニ質疑ノ順位質疑時間等ニ付キ主任ト協議スルコト
- 五、本會議委員會ヲ通シ極力質疑ノ重複ヲ避クルコト
- 六、豫算委員會ニ於テハ豫メ各部門(例ヘハ、財政、外交、商工、農政等)ニ各委員ノ分擔ヲ定メ各部門ニ於テ檢討ヲ行ヒ其ノ代表者ヲシテ質疑セシムルコト從テ豫算委員會ニ於ケル代表質疑者ハ適當數ニ限定スルコト各委員會モ之ニ倣フコト
- 七、豫算委員會ト各分科會トノ質疑ハ之カ聯繫統制ヲ計リ總會ニ於テハ國策ノ大本ニ付キ之ヲ質疑シ分科會ニ於テハ各般ノ行政實務ニ付キ質スヘキヲ質スノ主旨ニ準據スルコト
- 八、各委員會ニ於ケル委員ノ交代ハ萬巴ムナキ場合ノ外之ヲ避クルコト

委員ニシテ缺席スル場合ハ豫メ主任及院内主任總務ノ承認ヲ得ベキコト

九、委員會ノ委員ニシテ質疑ノ順位ニ當ラサル者ハ質疑セムトスル要旨及資料ヲ各委員會ノ主任ニ提示シ適當ノ處理ヲ一任スルコト

- 一〇、各大臣ノ本會議及各委員會ニ於ケル出席日及時間ヲ豫メ政府側ト協定シ質疑ヲ徹底的ニ行ヒ他ハ成ルヘク政府委員トノ應答ニヨリ戰時國務ノ遂行ト議會ノ機能トノ圓滑ナル關聯ヲ保持スルコトニ努ムルコト
- 政府ニ要望スヘキ事項

- 一、政府提出ノ議案ハ成ルヘク議會會期ノ半迄ニ提出スルコト
  - 二、政府提出議案ノ理由書ハ案ノ内容ヲ諒解セシムルニ足ルヤウ成ルヘク詳細ニ記述スルコト
  - 三、火曜日ノ質問日ハ本來ノ趣旨ニ依リ之ヲ勵行シ政府ハ口頭ヲ以テ答辯スルコト
- 参看 二四〇号、二五二号、二六〇号、二七三号、四七一号

四五〇 議院において必要とする警察官は、議長の要求により、召集日



四の前日から派出されるのが例である。議院内部の警察権は、従来会期中に限り認められていたのであるが、第二十一回国会、昭和三十年一月国会法の一部を改正し、閉会中にも警察権を有することに改められた。従つて、今後は各議院の議長は、開会中閉会中ともに議院において必要とする警察官の派遣を要求することができることになつた。従来は、国会が召集される場合、議長の要求により召集日の前日から派遣されるのが例である。

衆二〇八条  
衆二〇九条

四五一 警察官をして議事堂内の警察を行わせる。

第十九回国会、昭和二十九年六月三日における議院内の混乱に際し、議長(堤康次郎君)は、衛視のみにてはその秩序を回復し、議事の進行を図ることが困難と認め二百名の警察官を議事堂内に入れ議長室から議場にいたる間の秩序回復に当らしめた。但し、この場合警棒及びけん銃はこれをとりはずさ

四五二 議院運営委員会に、院内の警察及び秩序に関する小委員会を設置する。

院内の警察及び秩序に関する事項については、従来議院運営委員会が議長の諮問に応じ協議して来たのであるが、第七回国会、昭和二十五年三月十一日の議院運営委員会において、同月九日夜の本院構内における群集デモ事件の調査並びに院内の秩序保持のため、同委員会に院内の警察及び秩序に関する小委員会を設置するに決し、同日小委員十人を選任した(議院運営委員會議録第二十九号四乃至九頁)。爾来、第九回(臨時)、第十回及び第十二回(臨時)国会以来毎国会、小委員会が設置され、院内の警察及び秩序に関する事項の調査に當つてあり、議員面会規則案、集団陳情取締要領案を起草した(第十五回(特別)国会)。なお、小委員の員数は、第七回、第九回(臨時)、第十回、第十二回(臨時)乃至第十四回国会においては十人、第十五回(特別)国会においては七人、第十六回(特別)国会以来は八人と定められた。

参看 一一九号、一二二号

四五三



四五三 召集日の會議から傍聴を許す。

第一回国会以来、本會議の傍聴は、召集日当日からこれを許可する。

四五四 議員紹介傍聴券は、會議の当日議員に交付する。

一般傍聴券は、先着順により交付する。

第一回国議會以来一般公衆の傍聴は、議員の紹介による傍聴券所持者に限り許していたが、第九十回帝國議會からこれを改め、公衆席を紹介席及び自由席に分け、紹介席には議員の紹介による傍聴券を所持する者、自由席には一般傍聴券を所持する者を入場させる。

議員の紹介による傍聴券は、各議員に一枚宛、會議の当日交付する。

一般傍聴券は、會議の当日先着順により交付する。なお、一般公衆になるべく傍聴の機会を与えるため、第七回国會昭和二十五年四月二十五日から、自由席の一部に短時間傍聴席を設け、十五分間交替に傍聴を許すこととしている。この場合においても

一般傍聴券を交付する。

四五五 議長が必要と認めるときは、傍聴人の身体検査をさせ、又は員数を制限することができる。

議長が必要と認めるときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせ、又、取締上必要があると認めるときは、たとえ傍聴券を所持する者でも傍聴を許さず、又は傍聴の員数を制限する。第十六回(特別)國會昭和二十八年七月一日に、一般傍聴の員数を制限したことがあり、又、第二十回(臨時)國會昭和二十九年十二月七日に、一般傍聴券を所持する者(一名)に傍聴を許さなかつた例がある。



### 四五三 召集日の会議から傍聴を許す。

第一回国会以来、本会議の傍聴は、召集日当日から行なはる。...

## 第七章 会議録及び公報

### 第一節 会議録

### 四五六 会議録は、召集当日から作成する。

会議録は、会議の記録を保存するために、召集日の当日から作成する。召集日を第一号とし、順次会議日毎に号を追つて、会期終了日まで番号を附する。(開会式の会議録にも号を附する。)

### 四五七 会議録には、議事及び議事日程、報告事項、議案その他必要な事項を記載する。

会議録は、衆議院規則第二百条にその記載すべき事項が定められている。即ち、速記法によつて速記

衆衆  
二〇〇条  
二〇一条

衆衆憲  
二〇五条  
二〇七条



した議事の外、議事日程、議案、投票者氏名及び諸般の報告その他議院又は議長において必要と認め  
た事項等を記載する。

會議録中議事に関する速記不能の箇所は、衆議院公報所載の議事経過を転載しておぎなつたことがある。  
第十六回(特別)国会昭和二十八年七月三十一日、議長発議で会期延長の件を諮つたが、議場騒擾  
のため、速記不能の箇所があつたので(會議録七九五頁)、衆議院公報第六十七号昭和二十八年八月一日  
に記載された七月三十一日の本會議の議事経過を転載して、その不備をおぎなつた。(會議録第三十三号  
追録)又、第十九回国会昭和二十九年六月三日、議長発議で会期延長の件を諮つたが、議場混乱と騒擾  
のため、速記が不能であつたため(會議録一〇六九頁)、衆議院公報第三百三十三号(三)昭和二十九年六月三  
日に記載された議長発議にかかる会期延長の件に関する部分の議事経過を転載して、その不備をおぎ  
なつた。(會議録一〇六九頁)

参考 一五号、二〇一号、二二〇乃至二二二号、二七四乃至二七六号、二七八号、三九三  
号、四一七号、四三二号

### 第七章 會議録及び公報

衆議院公報  
二〇二条

**四五八** 議長より掲載の許可を得た参考書、理由書等は、會議録に掲載  
する。

議員が演説の参考として簡単な文書を會議録に掲載しようとするときは、議長の許可を要するのであ  
るが、議長の許可を得たときは、會議録に掲載される。

参考 二七八号

国 六一条

**四五九** 発言を終らなかつた部分を、會議録に記載する。

発言者が発言時間の申合によつて定められた時間を超過したため発言を終らなかつた部分について、  
會議録に掲載の申出をしたときは、議長は、簡明なものに限りこれを許可する。

又、議案の趣旨弁明、委員長長の報告及び討論を簡略にし、不十分な部分について會議録に掲載の申出  
をしたときは、議長がこれを許可するのを例とする。

(一) 時間超過のため、発言を終らなかつた部分を會議録に記載した例



第十二回(臨時)国会 昭和二十六年十一月十日、地方財政平衡交付金増額に関する決議案(廣川弘禪君外十二名提出)に対する立花敏男君の討論(會議録二二四頁)

第十九回国会 昭和二十九年三月三十一日、日程第一乃至第四の条約四件に対する並木芳雄君の討論(會議録四四九頁)

(二) 趣旨弁明、委員長の報告、討論その他の発言の補足部分を會議録に記載した例

四五八(イ) 趣旨弁明の例

第六回(臨時)国会昭和二十四年十二月三日(會議録四五二頁、四五五頁)

(ロ) 委員長の報告の例

第十三回国会昭和二十七年五月二十四日(會議録八五七、八五八頁)、第十六回(特別)国会昭和二十八年七月四日(會議録三三六頁)、同昭和二十八年七月二十七日(會議録六三三頁)、第十九回国会昭和二十九年四月十七日(會議録五六一、五六二頁)、同昭和二十九年五月七日(會議録七七九、七八〇頁)、同昭和二十九年五月十八日(會議録八九六乃至八九九頁)

(ハ) 討論の例 二二五頁、四二二頁

第十九回国会昭和二十九年四月二十四日(會議録六一三、六一四頁)

四六二(ニ) その他の発言の例

第六回(臨時)国会昭和二十四年十二月三日(會議録四五二頁)、第十六回(特別)国会昭和二十八年七月二十八日(會議録六四四頁)

参考 一二三三号、二七一号

衆議院 二〇〇条

参議院 二〇〇条

四六〇 會議録は、議長又は当日の會議を整理した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者がこれに署名し、議院に保存する。

會議録原本には、議長又は当日の會議を主宰した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者が署名し、議院に保存するのであるが、作成の際副本二部を作成する。また、會議録原本第一号及び末号には署名し、その他は記名する。



なお、会議録原本には取消した言辞も記載する。

憲法 五七条  
六三條  
衆議院 二〇六條

四六一 官報に掲載する会議録には、秘密会議の記録の中で特に秘密を要するものと議決した部分は、これを掲載しない。

会議録は、憲法第五十七條の規定によつて、その記録中特に秘密を要すると認められるもの以外は、公表し一般に頒布しなければならないので、官報にこれを掲載する。しかし、秘密会議の内容に涉る部分で、特に秘密を要するものと議決した部分は、これを掲載しない。

参看 四三二号

憲法 一一六條  
二〇六條

四六二 官報に掲載する会議録には、取り消した言辞は、掲載しない。

議員の発言で、国会法第一百六條の規定により議長が取消を命じた発言又は議員、國務大臣及び政府委員が、自ら取消した言辞は、官報に掲載する会議録には掲載しない。

参看 二七四号、二七五号、四九二号

## 第二節 公報

衆議院 二〇六條

四六三 衆議院公報には、議事日程、委員会の開会その他諸般の事項を掲載する。

第十四回帝國議會、明治三十二年十一月二十二日議長(片岡健吉君)は、今般衆議院より衆議院公報を發行し、議事日程及び委員会の開会その他の通知は総てこれを掲載し、書面による通知は、特に至急を要するものを除き、これを廃したい旨を發議し、院議異議なく可決し(速記録二頁)、次いで予め議員に配布した公報の様式について院議に諮り、異議なく可決し(速記録同頁)、直ちにこれを実行し、爾來議員に通知する一切のものは、公報に掲載して各議員に發送する。

衆議院公報に掲載する事項は、次の通りである。

開会式、詔書、賀詞、議長、副議長、仮議長、前議長、議員、名誉議員、會議(議事日程)、委員会(開会及び付議事件)、兩院協議會、合同審査會、委員、各派協議會、議院運営小委員協議會、公示、議席、議案、議事經過、委員會經過、兩院協議會經過、合同審査會經過、各派協議會經過、議院運営小委員協議會經過、公聴會開會承認及び報告、國政調査要求承認、委員派遣承認、請

第二編 會議 第七章

會議録及び公報

第一節

會議録(四六一、四六二)

第二節

公報(四六三)

三九三



願、陳情、質問、答弁、配付、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、参議院、国立国会図書館、公布、院内団体、雑報、宿所並びに電話、広告等に関する事項。

参看 一五号、二八号、八二号、九七号、九九号、一〇〇号、一〇七号、一八九号、四〇八号

#### 四六四 衆議院公報は、会期中に限らず、必要な場合には、閉会中にも発刊する。

衆議院公報は、常会及び臨時会にあつては召集日の前日、特別会にあつては召集詔書公布の日に発刊されるものを第一号として、第二号以下はその後発刊される日を追つて順次号数を重ね次の国会召集日の前日、又は衆議院解散の日まで発刊する。しかし、閉会中の公報は、開会中の公報と区別するため、国会名の見出しを削除して、単に号数のみ連続して発刊する。

衆議院公報の発刊は、日毎に号を改めるを原則としているが、掲載事項が多数の頁数に亘る場合、或いは会議が深更に及んだ場合、会期終了日の場合には、掲載事項を全部掲載して発刊するときは到着が遅延するので、分割して急を要するものだけをその号の(一)として発刊し、順次、(二)、(三)……として発刊する。

なお、衆議院公報の附録を発刊することがある。その主なものは、衆議院議員席次表・衆議院議員名簿・衆議院議員宿所一覧表・衆議院手帳・委員会週報・官公庁職員抄録・議案審議経過一覧等である。

#### 第一章 参議院との関係

四六五 参議院の回付案は、議院の会議に付する前に議院運営委員会にこれを諮問する。

第一回国会以来、衆議院から議案が回付されたときは、議長は、まずその取扱いを議院運営委員会に諮問し、各派の賛否の態度決定を待つて議院に諮り、同意するか否かを決する。なお、衆議院から回付案を受領した第五十一号を経過して議院に附した事例がある。

#### 四六六 回付案に対する同意、不同意

本条は、衆議院から参議院に回付された議案が、衆議院において議決された場合は、本条に基づいて、この地位に對して、同意、不同意を決定する。







法律案について、参議院の回付案に同意したときは、これを奏上すると同時にその旨を参議院に通知し、同意しないときは、本院から両院協議会を開くことを求めるか、憲法第五十九条第二項の規定によつて本院の議決案を再議決するか、院議によつてこれを決定する。この場合、両院協議会を開くことを求めるの発議又は再議決の発議がなかつたため不成立となつたことがある。而して両院協議会を開いて成案を得たときは、本院においてまずその可否を決し、可決したときは、これを参議院に送付し、否決したときは、その旨を参議院に通知する。

なお、両院協議会を開いたが成案が得られず、不成立となつた事例がある。

参議院送付若しくは提出に係る議案に対し、本院において修正を加え回付した場合参議院がこの修正に同意したときの取扱いは、衆議院の場合と同一である。又参議院が同意しないで両院協議会を開くことを求め、衆議院がこれに同意して両院協議会の成案を得たときの取扱いについても衆議院の場合と同じである。

第一章 参議院との関係

(一) 参議院より回付された議案に対する本院の同意、不同意

(イ) 回付案に同意した場合

第一回(特別)国会十四件、第二回国会十二件、第五回(特別)国会十七件、第六回(臨時)国会二件、第七

回国会二十一件、第八回(臨時)国会四件、第九回(臨時)国会二件、第十回国会十三件、第十二回(臨時)国会三件、第十三回国会七十件、第十五回(特別)国会二件、第十六回(特別)国会七件、第十七回(臨時)国会二件、第十九回国会三十三件、第二十回(臨時)国会一件

(ロ) 回付案に同意しなかつた場合

(1) 両院協議会を開くことを求めた場合

第二回国会二件、第七回国会一件、第十回国会三件、第十三回国会十四件、第十五回(特別)国会一件、第十六回(特別)国会二件

(2) 両院協議会を開くことを求めないで、憲法第五十九条第二項の規定により、出席議員三分の二以上の多数で再び可決した場合

第一回(特別)国会二件、第二回国会四件、第五回(特別)国会五件、第七回国会四件(うち不成立一)、第十回国会三件、第十三回国会三件、第十六回(特別)国会一件、第十九回国会二件

(3) 両院協議会を開くことを求めるの発議が否決された場合

第七回国会一件

(4) 両院協議会を開くことを求めず、且つ憲法第五十九条第二項による発議もなく不成



立となつた場合  
第十回国会一件

(二) 本院より回付した議案に対する参議院の同意、不同意

(イ) 回付案に同意した場合

第五回(特別)国会三件、第七回国会四件、第十回国会三件、第十二回(臨時)国会一件、第十三回国会四件、第十五回(特別)国会一件、第十六回(特別)国会二件、第十九回国会一件

(ロ) 回付案に同意しなかつた場合(両院協議会を開くことを求めたもの)

第十回国会一件

参考 二九二号第一の(三)、三三二号、四七八号

四六七 参議院の回付案に不同意の後、両院協議会を開くことを求めるの発議もなく、又憲法第五十九条第二項の規定による再議決の発議も

なかつたため、法律案が不成立となる。

第十回国会 昭和二十六年五月二十五日の会議において、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案の参議院回付案が不同意に決したとき、別に何らの発議もなかつたので、副議長(岩本信行君)は、本法案は成立するに至らない旨を宣告した。(会議録八六七頁)

参考 三三二二号

四六八 参議院が否決した本院送付の議案及び本院が憲法第五十九条第四項の規定による議決をした議案について、本院から両院協議会を開くことを求める。

第七回国会 昭和二十五年五月一日参議院は本院から送付した地方税法案を否決し、同日、本院は同法案について両院協議会を開くことを求めた。(会議録一三〇四頁)

第十回国会 昭和二十六年三月三十一日に同一事例がある。(会議録五九二頁)

第十三回国会 参議院は、本院から送付した国家公務員法の一部を改正する法律案(五月二十九日本院送付)を六十日以内に議決しないため、昭和二十七年七月三十日(送付後六十三日目)、本院は、参議

第三編 参議院及び内閣との関係 第一章 参議院との関係 (四六七、四六八) 四〇一



院が同法案を否決したものとみなす旨の議決をし、直ちに同法案につき両院協議会を開くことを求めた。(会議録一三七四頁、一三七五頁)

参看 二九二号第一の(一三)、三三三三号

**四六九** 内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求める。

内閣総理大臣の指名について、両議院が異なった指名の議決をし、両議院の議決が一致しないため、参議院から、国会法第八十六条の規定により両院協議会を開くことを求めた事例がある。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の会議において、本院は、芦田均君を内閣総理大臣に指名したが、参議院は、同日の会議で吉田茂君を指名し、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求めた。

参看 六五号

**四七〇** 内閣総理大臣の指名について、両院協議会を開いたが両院の意見が一致しないため、本院の指名の議決が国会の議決となる。

第二回国会において、内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないため、昭和二十三年二月二十三日両院協議会を開いて協議したが成案を得るに至らなかつた。よつて同日の会議で、議長(松岡駒吉君)は、両院の意見が一致しないので憲法第六十七条第二項の規定により、本院の指名の議決が国会の議決となつた旨を宣告した。(会議録一五一頁)

参看 六五号、四七八号、四七九号

**四七一** 回付案に対する質疑及び討論は、その修正の範囲に限る。

回付案に対する議事は、参議院の修正した箇所に同意するか否かを決するものであり、衆議院規則第二百五十三条によつてその質疑及び討論は、参議院の修正の範囲に限られるものである。

参看 二四〇号、二五二号、二六〇号、二七三号、四四九号



四七二 両院協議委員の選挙方法は、議長の指名によるのを例とする。  
補欠選挙についても議長の指名による。

両院協議委員の選挙は、十四回行っているが、その選挙の方法は、第二回国会以来すべて議長の指名によつてゐるが、この場合与党から選出されるのが例である。但し、法案に賛成した会派から選出されたことがある。

法案に賛成した会派から選出された事例を挙げれば次の通りである。

第二回国会昭和二十三年七月五日(会議録二三四頁)、第十回国会昭和二十六年一月二十七日(会議録四八頁)、第十五回(特別)国会昭和二十七年十二月二十三日(会議録二七六頁)、第十六回(特別)国会昭和二十八年七月二十一日(会議録三九六頁)、同昭和二十八年七月三十日(会議録七一六頁)

両院協議委員の補欠選挙を行つたのは第十三回国会に一回あるだけであつて、国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議委員の選挙が議長の指名によつたので、その補欠選挙も議長の指名によつた。

参看 二九二号第一の(一)、四七七号

四七三 両院協議委員の選挙の投票において、投票数が名刺数に超過しても選挙の結果に異動を及ぼさないときは、これを有効とする。

両院協議委員の選挙については、議長選挙の如く、投票数が名刺数に超過した場合の規定がないが、第五十六回帝国議会、昭和四年三月二十日(速記録一〇四一頁)において投票数が名刺数に超過したとき議長候補者選挙に関する衆議院規則第六条第二項但書に準拠して選挙の有効を決定した。

参看 四〇号

四七四 両院協議委員の選挙における投票中、同一のものは、合算して点検する。

両院協議委員の選挙において、その点検をするに際して、投票中同一のものは便宜五十票ずつ合算して読上げるのを例とする。

第三編 参議院及び内閣との関係 第一章 参議院との関係 (四七二―四七四) 四〇五



第三十一回帝国議会 大正三年三月十四日大正三年度歳入歳出予算案両院協議委員の議場選挙において、その開票に際して副議長(関直彦君)は、投票中に全部同一のものが多数あり、一々之を讀上げるときは長時間を要するので、同一のものは合算して読上げること異議がないかを諮つたが異議がなかつたので、合算の上点検させた。(速記録五四八頁)

参看 三八号

四七五 両院協議委員の選挙において、被選議員の氏名を印刷した投票は、これを有効と認める。

両院協議委員の選挙において配付した投票用紙以外の用紙に、便宜上選挙される者の氏名を印刷し、これを投票として用いたことがある。此の場合、これを有効と認めるのを例とする。

第二十六回帝国議会 明治四十三年三月十八日政府提出関稅定率法改正法律案両院協議委員の議場選挙において、投票点検中議長(長谷場純孝君)は、両院協議委員として十名の氏名を印刷に付したものがあつた旨を告げ、此の投票はこれを有効と認むべきか否かにつき採決したが、院議はこれを有効とすることに決した。(速記録四五五頁)

参看 四一号

四七六 両院協議委員が選挙されたときは、事務総長は、その旨を参議院の事務総長に通知する。

本院から両院協議会を開くことを求め又は参議院の要求に応じて、協議委員が選挙されたときは、事務総長からその旨を参議院事務総長に通知する。

四七七 両院協議会を開くことを求めるに決した案件を、さきに設けた両院協議会に併せ付託する。

両院協議会を開くことを求めるに決した案件を、既に他の案件について設けた両院協議会に併せ付託したことがある。



第二回国会 昭和二十三年七月五日の会議において刑事訴訟法を改正する法律案について参議院の修正に同意しないことに決した後、笹口晃君よりさきに選任された国家行政組織法案両院協議委員に併せ付託すべしとの動議が提出され、院議でその通り決した。(会議録二二二六頁)

第十回国会 昭和二十六年三月三十一日の会議において関稅定率法の一部を改正する法律案について参議院の修正に同意しないことに決した後、福永健司君よりさきに選任した日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議委員に併せ付託すべしとの動議が提出され、院議でその通り決した。(會議録五九一頁) 又同日の會議において、議長林讓治君が参議院から、本院送付の食糧管理法の一部を改正する法律案は同院において否決した旨を報告した後、福永健司君から本案はさきに選任した日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議委員に併せ付託すべしとの動議が提出され院議でその通り決した。(會議録五九一頁)

参看 四七二号

### 四七八 両院協議会における議案の成績

(一) 両院協議会の成案を得た場合(両院で可決したもの)

第二回国会二件(本院要求)、第十回国会四件(内三件本院要求、内一件参議院要求)、第十三回国会十五件(本院要求)、第十五回(特別)国会一件(本院要求)、第十六回(特別)国会二件(本院要求)

(二) 両院協議会の成案を得なかつた場合

第七回国会一件(本院要求)、第十回国会一件(本院要求)、第十三回国会一件(本院要求) 第二回国会において、内閣総理大臣の指名について、両院協議会を開いても意見が一致しないため、憲法第六十七条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となつたことがある。

参看 四六六号、四七〇号

国八六条  
規八条

四七九 内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、各議院で指名した以外の者を議題とすることができない。

内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、両院協議会規程第八条によつて、各議院で指名した以外の第三者を議題とすることができない。

第三編 参議院及び内閣との関係 第一章 参議院との関係 (四七八、四七九) 四〇九



第二回国会において、内閣総理大臣の指名について、本院は芦田均君を、参議院は吉田茂君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかつた。そのため、昭和二十三年二月二十三日両院協議会を開いて、各議院が指名した芦田君及び吉田君について協議したが、意見が一致しないで成案を得るに至らなかつた。

参看 四七〇号

国九一条  
九条の二

四八〇 両院協議会本院協議委員議長より、両院協議委員の出席について参議院議長に申入書、本院議長に提議書を提出する。

第十三回国会の国家公務員法の一部を改正する法律案両院協議会において、参議院側の協議委員が欠席のため、会議を開くに至らず、同両院協議会本院協議委員議長小澤佐重喜君は、昭和二十七年七月三十一日に至り佐藤参議院議長に、同両院協議会の参議院協議委員の出席方を申し入れると共に、林本院議長に参議院に対し、嚴重に抗議し注意を喚起するよう提議書を提出した。

提議書

本日国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会において、内閣提出の行政機構改革法案の一環たる国家公務員法の一部を改正する法律案の審議中、参議院側の協議委員千葉信君、森崎隆君、紅露みつ君、村尾重雄君の四名が、如何なる理由があるにせよ突如として退席された結果、参議院側の協議委員の定足数を欠くに至り、ために同日午後三時二十分以後は協議会を現実に開くことができなくなつたことはまことに遺憾であつた。

議会史上稀に見るような重要案件が山積した会期最終日の両院協議会において、かくの如く時間を空費することはその及ぼす影響が決して少くないことを痛感して、両院協議会議長としては、之が再開のため凡ゆる努力を尽し、譲歩に譲歩を重ね、参議院協議委員議長草葉隆圓君からの午後九時五十分迄には必ず参議院側の定足数を充すようにするからそれ迄お待ち願ひ度いとの申入をも了承して、衆議院側協議委員全員は協議室に参集待機して居つたのであるが同時刻を経過すること二十分に及ぶも遂に上記の四君は出席せず従つて協議会を再開する運びに至らなかつたことは、国会運営の上からみて真に由々しい問題を包蔵しているので、深憂に堪え難く直ちに之が打開のため佐藤参議院議長に面接の上、此の間の事情を逐一説明し、会期の切迫に鑑み早急にこの事態に対処されて将来に禍根を残さないため協議会の再開できるよう格別の御配慮を仰ぐと共に、四君に対して懲罰事犯としてその処分



を併せ求むる旨別紙の如き申入を行つたのであるが、これが実現を見るに至らず、国会史上空前の悪例を残したことはかえすがえすも両院協議会の議長としてまことに遺憾に堪えないところである。

おもうに両院協議会の制度の本質が那邊に存し、それが両院制度の上において如何に重要な役目を果たすかについては今更ここに呶々するまでもない。

新憲法は両院制度を採りながら重要案件については衆議院に優越権を認めているが、然しかかる場合においても衆議院の意思が直ちに参議院の意思に優越するのではなく両院制度の本質に鑑みてなるべく両院の意思を合致せしめて国会の意思の円満なる成立を期待して両院協議会を開くことを憲法上の要件としている場合すらあるのである。

然るにかかる場合に備えて、国会法は、一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院はこれを拒むことはできない(国会法第八十八条)と規定しているにも拘わらず、実際においては、協議会の議長が協議会を召集しても他院の協議委員が出席せず、ために開会することができないときはこれ果して他院が協議会の求めに応じたと言いうるであろうか。疑問なしとしないのである。之が問題の第一点である。

一院が協議会を求めた場合に他院がこれに応ずることは現実に会議を開会しうるように応ずることを意味して単にその協議委員を選任するだけに止まらないことは言うまでもない。

従つて国会法第九十一条が協議会の定足数を各院の協議委員各々三分の二以上と規定したからには、少くとも三分の二だけの協議委員は常に出席しなければならぬ責務が各院に負わされていると言わねばならない。

次に第二の問題として、選任された協議委員が協議会に出席しないで、協議会の定足数を欠き開会を不能ならしめた場合においては現行法規上如何なる処置をなしうるやについては何等の規定も存しないので明瞭をかくが、規定なきの故を以て単に之を法規の盲点として看過すべきものでない。

何となれば、前述の如く一院から協議会の要求があれば他院は必ず之に応じなければならないことになつており、その要求に応ずるものは議院それ自体であるから欠席協議委員に対する最終的な責任も自らその院に帰属すると言わねばならない。

従つて、議院としては各々その院の協議委員の定足数をかけないように、若し欠員あるときは遅滞なくこれが補充をすることは勿論、協議委員より当日の会議に欠席する旨の届出があつたときも又同様にするべきであろう。若し協議会議長からその所属協議委員が再三の召集があつたにも拘わらず出席しないため開会ができないとか或いは会議の続行が不能になつたから早急に協議委員の交替を願ひたい旨の申入があつたときは、さきの欠員補充又は欠席の場合に準じて直ちにこれと交替の協議委員を選任すべき責務があるものと思われる。然かも、参議院規則は、会議中に定足数を欠くに至る虞があ



ると認められたときは、議長は議員の退席を禁じ、又は議場外の議員に出席を要求することができる（参規八四条）と規定していることから類推しても参議院議長においては両院協議会議長から、その所属協議委員がみだりに欠席しているからその出席方につき申入れがあつたときは、その出席をしようよゆうすべき責務ありと信ずる。

而して他面、故なく欠席して応招せざることが国会法第二百二十四条の規定からも懲罰事犯に該当することは明白で本協議会議長としても、再三の招請にも拘わらず、さきの四君が出席せず遂に協議会を流会せしめたことは由々しい院議無視、出席義務違反としてその処分を求めたのである。

若しそれ一度協議委員が選任されれば、欠席の故を以てその者の意思に反しては院議を以てするも交替不可能とせんか、将来の国会の運営上多大の支障なしとせず。

試みに一例を挙げれば、憲法で両院協議会を開くことを要件としている案件（予算、条約、総理の指名の如き）の場合に、両院協議会を開いても意見が一致しないときは衆議院の議決を国会の議決とすると憲法が規定しても「開いても」とは協議会の協議委員を選任するだけでなく現実に開くことを要するものとすれば、他院の協議委員が欠席戦術に出て、つねにその定足数を欠くときは、かかる憲法の規定すら空文ならしめることになるのである。

欠席戦術の如きは、国権の最高機関にして、且つ、国の唯一の立法機関たる国会の両院において行

われてはならないことなのである。

それ故にこそ、国会法は故なき欠席者に対しては懲罰委員会に付することになつてゐるのであるが、これは議会が単に天皇の協賛機関にすぎなかつた帝国議会時代に於いては、尚更強く議長限りでかかる者を除名すらできたことを知るならば思い半ばに過ぎるものがある。

新憲法になつて国会法はかかる場合における議長の権限を縮小したかのように見えるが決してこれはそうではなく寧ろ国権の最高機関を構成する議員諸君の職責の自覚に頼つたと同時に、その判定を議長一人よりも院議を以てしたことは、その権限の行使を一層厳粛莊重ならしめた結果である。而して、議員各位が国民の代表者として国会の権限を行使するにあつては、最も慎重、且つ、誠実でなければならぬことは言うまでもない。

かくすることが国民の厳肅なる信頼に報ゆる所以であり、人類の普遍の原理に基く国政の運用なのである。これにはずれては民主主義政治は成り立たない。

仍つて、国会の名誉と威信にかけても将来再びかかることの起らないように本院として厳重に抗議し、以つて参議院に充分なる注意を喚起するようここに報告を兼ねて提議するものである。

昭和二十七年七月三十一日

国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会



衆議院議長 林 三十二 讓 治殿

本協議会において、国家公務員法の一部を改正する法律案を協議中、貴院の協議委員千葉信、森崎隆、紅露みつ、村尾重雄の四君が急に退席されたため定足数を欠くに至り、爾後の会議を続行できなくなつたことは、両院協議会の性格と、国会の威信の上からまことに遺憾に堪えない。且つ、議院については、会期も切迫していることであるから早急に本会が再開できるよう特別の御配慮を願いたす。

なお、再参の召集に応じないので両院協議会規程第十三条によつて懲罰事犯としての処分を併せ求める。右申入れる。昭和二十七年七月三十一日 国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会

議長 小澤 佐重喜

参議院議長 佐藤 尚 武殿

四八一 本院提出の議案又は本院議員の発議に係る議案について、委員長又は発議者が、参議院の会議において、趣旨弁明又は趣旨の説明をする。

本院提出の議案について、委員長が参議院において趣旨弁明をしたことがあり、又本院議員の発議に係る議案について、発議者が参議院において趣旨の説明をし、質疑に回答したことがある。

第十六回(特別)国会 昭和二十八年六月二十六日の参議院本会議において、予備審査のため、参議院に送付した本院議員の発議に係る公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君外六名提出)、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君外六名提出)について、発議者多賀谷真稔君及び井堀繁雄君はそれぞれ趣旨の説明をし且つ質疑に回答した。なお、同日の会議で発議者山花秀雄君も参議院議員の質疑に回答した。(参議院会議録一五乃至一一一頁)



第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日の参議院の本会議において、本院提出の国会法の一部を改正する法律案について、提出者の議院運営委員長菅家喜六君がその趣旨弁明をした。(参議院会議録六三、六四頁)

四八二 本院提出の議案について、参議院に対して委員会の審査省略の要求をする。

本院提出の法律案について、参議院に対して委員会の審査省略の要求をするには、議院運営委員会の決定に基いて、議案を議決した直後、議長が議院に諮り、これを決する例である。その事例は、次の通りである。

- 第三回(臨時)国会 昭和二十三年十月十一日 国会法の一部を改正する法律案
- 第五回(特別)国会 昭和二十四年五月十日 広島平和記念都市建設法案及び長崎国際文化都市建設法案

第二十一回国会 昭和三十年一月二十一日 国会法の一部を改正する法律案  
参看 一一九号、一四五号

## 第二章 内閣との関係

### 第一節 国务大臣及び政府委員

四八三 国务大臣及び政府委員は、議員から議院に出席を求められたときは、概ね出席するのを例とする。

議員から国务大臣又は政府委員の出席の要求があるときは、議長は参事をして内閣に通告させる。国务大臣及び政府委員は、概ねこの要求に応じて出席するのを例とする。なお、帝国議会当時には、院議によつて国务大臣の出席を要求した事例がある。

参看 一一四号、二九二号第一の(一四)

四八四 内閣は、政府委員を任命するについては、予め両議院の議長の承認を要する。

第三編 参議院及び内閣との関係 第一章 参議院との関係 (四八二) 四一九  
第二章 内閣との関係 第一節 国务大臣及び政府委員 (四八三、四八四)

国憲 六三、六九条

国 六九条



内閣は、政府委員を免じたときは、両議院の議長に通知する。

毎会期の始め、内閣は、國務大臣を補佐するため、予め両議院の議長の承認を得て、政府委員を任命する。又、会期中に特に必要があるときは、政府委員を追加任命する。

内閣において、会期の始めに政府委員を任命したとき又は会期中に追加任命したときは、その都度両議院の議長に通知する。

内閣は、会期中に政府委員を免じたときは、その都度両議院の議長に通知する。

閣 九条

四八五 内閣は、臨時に内閣総理大臣の職務を行う者を通知する。

昭和二十六年八月三十一日、吉田内閣総理大臣がアメリカ合衆国へ出張不在中、内閣法第九条により、益谷國務大臣を、臨時に内閣総理大臣の職務を行う國務大臣に指定する旨の通知を内閣から受領し、同年九月十四日同大臣が帰朝につき、右の指定を解く旨の通知を内閣から受領した。

又、昭和二十九年九月二十四日、吉田内閣総理大臣が欧米各国へ出張不在中、内閣法第九条により、予め指定された緒方國務大臣が、臨時に内閣総理大臣の職務を行う旨の通知を内閣から受領し、同年

十二月十七日同大臣が帰朝し、内閣総理大臣としての職務を行う旨の通知を内閣から受領した。

第二節 國務大臣及び政府委員の発言

四八六 内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣は、毎会期の始めに、施政の方針、外交の経過、財政計画に關し演説するのを例とする。

常会においては、年末年始休会明け開会式の後に、特別会においては開会式の後に、内閣総理大臣は施政の方針に關し、外務大臣は外交の経過に關し、大蔵大臣は財政計画に關し演説するのを例とする。

第一回(特別)国会から第十三回国会までは、内閣総理大臣、大蔵大臣及び経済安定本部総務長官(第四回には演説しない。)が演説し、第十五回(特別)国会から第十九回国会までは、内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣及び経済審議庁長官が演説した。

第二十一回国会は、内閣総理大臣、外務大臣及び大蔵大臣が演説した。臨時会においては、臨時事件の要務に關し内閣総理大臣(第十七回には演説しない。)及び大蔵大臣(第八回及

国憲 六三條 七〇條

第三編	參議院及び内閣との關係	第二章	内閣との關係	第一節	國務大臣及び政府委員 (四八五)	四二一
				第二節	國務大臣及び政府委員の發言 (四八六)	



び第十一回には演説しない。)が演説するのを例とする。第十七回及び第十八回国会においては外務大臣が演説した。

なお、第三回(臨時)国会においては、国家公務員法改正案審議の都合上、内閣総理大臣その他の国務大臣の演説が行われず、議員より総理大臣の施政方針に関する緊急質問が行われた。

第十四回国会は、召集日後三日で解散されたので、内閣総理大臣その他の国務大臣が演説する機会がなかった。

参看 一三五号、二四四号、三三九号、四二七号

### 四八七 内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣の演説は、衆議院で先に行う。

第一回国会以来、内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣の施政の方針、外交の経過、財政計画に関する演説は、衆議院で先に行うのを例とする。

国憲 六三  
七〇条

### 四八八 国務大臣が特殊の事件に関し、報告し又は演説する。

災害又は外交等重大な事件があるときは、内閣総理大臣又は主管の国務大臣が、その顛末を報告し又は演説するのを例とする。

第十三回国会 昭和二十七年二月二十八日、岡崎外務大臣は、日米安全保障条約第三条の規定に基づく行政協定に関し演説した。(会議録一六四乃至一六七頁)

第十六回(特別)国会 昭和二十八年六月二十七日、緒方国務大臣は、北九州の豪雨による被害状況について報告した。(会議録一七九頁)

参看 二七一号の二

なお、国務大臣の特殊事件の報告又は演説に対し、議員が質疑をしたことがある。

国憲 六三  
七〇条

### 四八九 国務大臣は、議院運営委員会の決定があるときは、議院の会議で議案の趣旨の説明をする。

内閣提出の議案について、議院運営委員会で、特に会議において議案の趣旨の説明を聴取する必要がある

第三編 参議院及び内閣との関係 第二章 内閣と 第二節 国務大臣及び政府委員の発言 (四八七) 四二三







第四回国会 昭和二十三年十二月十三日の会議において、委員会の審査を省略して未復員者給与法の一部を改正する法律案を議題とし、塚田政府委員の趣旨説明の後、成重光眞君の議事進行の発言で大蔵大臣の出席を要求し、これに対し林國務大臣が、大蔵大臣の出席できない理由を述べていた際、議長(松岡駒吉君)は暫時休憩の旨を宣告した。(会議録一四〇頁)

参看 一九七号

四九二 國務大臣が用語を釈明し若しくは訂正し、又は不穩当と認めたま言辭を取り消す。

(一) 用語を釈明した例

第十五回(特別)国会 昭和二十七年十一月二十七日、國務大臣の演説に対する加藤勘十君の質疑に対し、池田通商産業大臣の答弁中、中小企業者の倒産に関する言辭につき、加藤君より明確な答弁を要求したので、同大臣はその点に関し釈明した。(会議録七四頁)

(二) 用語を訂正した例

第七回国会 昭和二十五年一月二十八日、大屋運輸大臣は、昨日、前田種男君の國務大臣の演説に対する質疑の答弁で、二十八大洋丸が拿捕されたと申したのは誤りであるから訂正する旨を述べた。(会議録二〇七頁)

(三) 不穩当と認めたま言辭を取り消した例

第四回国会 昭和二十三年十二月二十日、昭和二十三年十一月以降の政府職員の特給等に関する法律案(内閣提出)修正の件の會議において、前田種男君の質疑に対する吉田内閣総理大臣の答弁中、不穩当な言辭があり、議場喧騒したが、同大臣は不穩当な言辭について取り消す旨を述べた。(会議録二〇〇頁)

参看 二七五号、四六二号

四九三 政府委員の発言に関し議長が注意する。

第十三回国会 昭和二十七年六月三日の會議において、東京電力役員紛争及び電気事業經營に関する

第三編 参議院及び内閣との関係 第二章 内閣と 第二節 國務大臣及び政府委員の發言 (四九二、四九三)



る今澄勇君の緊急質問に対する政府委員松本丞治君の答弁中、議長(林讓治君)は、緊急質問につき時間制限の申し合せをしているので、答弁もなるべく簡単にされるよう注意した。(会議録九七二頁) 第二十八回帝国議会(速記録四九、五〇頁)、第四十七回(臨時)帝国議会(速記録八五頁)、第五十一回帝国議会(速記録三四頁)及び第六十四回帝国議会(速記録三九八頁)に同一の事例がある。

衆 一三三條

### 四九四 国務大臣が自席から発言する。

議員の質疑に対する国務大臣又は政府委員の答弁は、登壇してするのであるが、国務大臣が病気等のため自席から発言したことがある。

第二十一回国会 昭和二十九年十二月十七日、外交方針に関する緊急質問外二件の答弁の際、内閣総理大臣鳩山一郎君は、議院運営委員会の決定に基き、第一の緊急質問者に対しては登壇して答弁し、第二以下の緊急質問者に対しては自席から答弁した。(会議録二九、三二頁) 昭和三十年一月二十三日及び同月二十四日、国務大臣の演説に対する質疑に答弁の際、内閣総理大臣鳩山一郎君は、議院運営委員会の決定に基き、各党の第一順位の質疑者に対

しては登壇して答弁し、各党の第二順位以下の質疑者に対しては自席から答弁した。(会議録八二、九六頁)

第二十七回帝国議会明治四十四年一月二十四日(速記録二八頁)、同年二月二十一日(速記録二五二頁)、同年二月二十八日(速記録二九五頁)、第二十八回帝国議会明治四十五年一月二十三日(速記録一五頁)、第三十三回(臨時)帝国議会同大正三年六月二十三日(速記録八頁)、第三十七回帝国議会同大正四年十二月十四日(速記録九〇頁)に同一の事例がある。

参看 二六一号



第三編 閣議の規則 第二章 内閣の閣議 第三節 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席

閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席 閣議の出席

四九四 國務大臣が自席から発言する

議員の質問答へに大臣が自席から発言するは、憲法に定められてゐる。昭和二十年一月二十三日及び同月二十四日、國務大臣の演説に対する質疑答へに大臣が自席から発言した。昭和二十年一月二十三日及び同月二十四日、國務大臣の演説に対する質疑答へに大臣が自席から発言した。

第四編 雜件

第一章 議院法規の制定及び改正

四九五 国会法の制定及び改正

国会法は、第九十二回帝國議會の昭和二十二年二月二十一日に本院で可決、三月十八日に參議院で修正議決、同月十九日に本院でその修正に同意し、本院議長から奏上の上、昭和二十二年法律第七十九号をもつて公布され、日本國憲法施行の日、昭和二十二年五月三日から施行された。その後、五回にわたつて一部の改正をした。第一回(特別)国会 行政機構の改廃に伴い第百十条中「内務大臣」を「全國選舉管理委員會」に改めた。(昭和二十二年法律第五十四号全國選舉管理委員會法の附則で改められたものである。) 第二回国会 常任委員會の所管事項は、従來事項別であつたのを各省別に改め又委員會の数を一つ減らしたこと、議院運営委員會が必要と認められた場合は議院の會議において議案の趣旨説明を求めることとしたこと、会期中における議員の逮捕に関する手續を規定したこと等の改正である。



(昭和二十三年法律第八十七号)

第三回(臨時)国会 従来の「行政調査及び人事委員会」を二つに分け、「内閣委員会」と「人事委員会」に改めた。(昭和二十三年法律第二百十四号)

第六回(臨時)国会 第三十九条中「各省次官」とあるのを「政務次官」と改め、又各省設置法の施行に伴い、常任委員会の名称を改め、その数を一つ増加した。(昭和二十四年法律第二百二十二号)

第二十一回国会 常会は十二月中に召集することを常例とし、会期中に議員の任期が満限に達するときはその日に会期は終ることとしたこと。従来二十二の常任委員会を十六に整理統合した。委員会の制限公開主義を改め、議員以外の者の傍聴を許さないこととし、但し、報道の任務に当る者その他の者で委員長長の許可を得た者には、傍聴を許すこととしたこと。議案の発議に成規の賛成者を要することとし、殊に予算を伴う法律案の発議にはその要件を重くした。これと同一の趣旨により、法律案に対する修正についても所要の改正をしたこと。両院協議会における協議委員の出席に関して規定したこと。閉会中も会期中と同様内部警察権を議長に認められたこと、自由討議及び両院法規委員会の制度を廃止し、新たに一章を設け緊急集会に関する規定を整備した。参議院からも訴追委員を選出することに改めたこと等の改正をした。(昭和三十年法律第三号)

#### 四九六 衆議院規則の制定及び改正

第九十二回帝国議会の昭和二十二年三月三十一日に本院は、議院の構成に関する手続及び内閣総理大臣の指名の手続等衆議院規則が制定されるまでの必要な最少限度の規則として、暫定衆議院規則を議決し、次いで第一回(特別)国会昭和二十二年六月二十八日に衆議院規則を議決した。而して、衆議院規則は、左記の六回にわたつて改正をした。

第三回(臨時)国会 国会法改正に伴い、常任委員会の所管を各省別に整理し、常任委員の員数を二十五人(予算は五十一人、図書館運営は十人)とし、又、記名投票を行う場合議長が時間制限できる旨の規定を設けた。(昭和二十三年十月十日議決)

第六回(臨時)国会 国会法の改正に伴い、常任委員会の名称及びその数を改め、又各省設置法の施行に伴い所管事項を整理した。なお、予算及び図書館運営を除き委員の数を三十五人、三十人、二十五人、二十人の四種類とした。(昭和二十四年十月二十六日議決)

第八回(臨時)国会 予算、決算、議院運営、懲罰、図書館運営を除いた他の常任委員会の委員の数を一律に二十五人とし、委員会の所管事項について所要の改正を加えた。

第十回国会 人事委員会、通商産業委員会、建設委員会の所管事項を改めた。(昭和二十五年十二月十



六日議決)

第十四回国会 行政機構の改革に伴い常任委員会の所管事項を整理した。(昭和二十七年八月二十六日議決)

第十五回(特別)国会 電気通信委員会の所管事項に所要の改正をした。(昭和二十七年十一月七日議決)  
なお、暫定衆議院規則は、国会法の附則によつて、参議院規則が制定されるまで参議院において適用された。

#### 四九七 両院協議会規程、常任委員会合同審査会規程、人事官弾劾訴追手続規程を設ける。

両院協議会規程案及び常任委員会合同審査会規程案は、両院議長協議の上決定し、参議院は、これを第一回(特別)国会の昭和二十二年七月十一日に議決し、本院は翌十二日議決した。  
又、人事官弾劾訴追手続規程案は両院議長協議の上決定し、第六回(臨時)国会の昭和二十四年十二月二日に両院において議決した。

#### 四九八 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の制定及び改正

正

国会法の外、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律その他国会関係法規の制定されたものは多いが、その主なものを挙げれば次の通りである。

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)

改正(昭和二十二年法律第六十一号、同二十三年法律第八十八号、同年法律第二百六十七号、同二十四年法律第二百二十五号、同二十五年法律第二百九十七号、同二十六年法律第六十七号、同年法律第九十号、同年法律第二百七十六号、同二十七年法律第三十六号、同年法律第三百二十二号、同二十八年法律第五十三号、同年法律第二百八十三号、同二十九年法律第二百六号)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)

改正(昭和二十二年九月一日、同年十二月六日、同二十三年七月五日、同年九月三十日、同二十四年十二月一日、同年同月二十六日、同二十五年五月二日、同二十五年十二月九日、同二十六年六月二日、同二十七年四月二十一日、同年十二月二十五日、同二十八年七月九日、同年十二月八日)



○国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭和二十六年法律第六十八号)  
改正(昭和二十八年法律第五十四号)

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)

改正(昭和二十二年法律第九十六号、同二十七年法律第五十四号)

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日、両院議長協議決定)

改正(昭和二十三年九月三十日、同二十七年五月二十九日)

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)

○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)

○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する規程(昭和二十八年七月七日両院議長協議決定)

○国会予備金に関する法律(昭和二十二年法律第八十二号)

○傍聴規則(昭和二十二年七月十一日制定)

○衆議院議員面会規則(昭和二十四年五月七日制定)

改正(昭和二十七年十二月十日)

参看 九一乃至九三号

## 第二章 議員会館、議員宿舎及び議員用自動車

### 第一節 議員会館

四九九 議員会館の議員事務室は、各会館毎に、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当てる。

議員会館の議員事務室は、総選挙後の各派協議会において協議の上、第一、第二、第三の各会館ごとに所属議員数の比率により各会派に割り当てる例であり、割当後に使用議員がその所属会派を変更した場合においても、当然には議員事務室の変更は行われない。

なお、第一議員会館は昭和二十四年九月十日に、第二議員会館は昭和二十五年九月二十二日に、第三議員会館は昭和二十六年八月二十一日にそれぞれ竣工した。

参看 四二〇号



五〇〇 議員事務室の使用は、議員一人一室とする。

議員事務室の使用は、議員一人一室とする。

議員会館には宿泊を許さないのを原則とするが、議員がやむを得ない事情により、臨時に宿泊すること及び所要の手續を経て長期宿泊することは認められる。衆議院解散後においては、議員事務室は、総選挙の告示日の前日までこれを使用することができる。

五〇一 議員会館に世話人会を置く。

各議員会館に、その運営に関し協議するため、世話人会を置き、各会派は、世話人として、その所属議員でその会館を利用している者のうちから一人又は二人を推薦する例である。

第二章 九 議員会館、議員宿舎及び議員用自動車

五〇二 議員会館会議室は、議員が主催する会合に使用する。

議員会館の会議室の使用申込は、議員が直接行うものとし、議員の名をもつてする関係団体等の使用申込は、これを受理しない。而して、一般人との会合は、陳情又は懇談等をなすためのものに限り認められる。

会議室を使用する会合(議員のみの会合の場合を除く)には、会館長又はその指定する職員の出入を許さなければならぬ。会議室は、宴会、会食又は映画を映写するために使用することはできない。

五〇三 議員会館及び議員宿舎は、議院警察権の範囲外とする。

第五回(特別)国会、昭和二十四年十月二十一日の議院運営委員会において協議の結果、議員会館及び議員宿舎は、院外であつて議院警察権の範囲外であると決定した。

なお、第十五回(特別)国会及び第十九回国会には、会期中議員会館で捜査及び差押を受けたことがあ



第五〇三 議員会館又は議員宿舎、赤坂宿舎及び九段宿舎が設置されているが、その議員室は、総選挙後の  
第五〇四 議員宿舎の議員室は、各会派の所属議員数の比率により各会派  
に割り当てる。

参考 四五〇号

## 第二節 議員宿舎

五〇四 議員宿舎の議員室は、各会派の所属議員数の比率により各会派  
に割り当てる。

議員宿舎として、高輪宿舎、赤坂宿舎及び九段宿舎が設置されているが、その議員室は、総選挙後の  
各派協議会において協議の上、所属議員数の比率により各会派に割り当てる例であり、割当後に各会  
派の所属議員数に異動があつた場合においても、その割当数の変更は行わない。  
なお、高輪宿舎(十五室)は、昭和二十二年七月二十五日に使用を開始し、赤坂宿舎(五十室)は、昭和二十  
三年八月十五日に竣工し、又九段宿舎(七十三室)は、昭和二十五年十月二十三日(三十室)、昭和二十  
七年六月三十日(二十五室)及び昭和二十八年三月二十八日(十八室)に竣工した。

参考 一二〇号

五〇五 議員宿舎の議員室は、議員のみが使用できる。

議員宿舎を使用できるのは、議員のみである。但し、各宿舎の世話人会において、時宜により、議員  
の家族等の入居を認める場合がある。

議員宿舎を使用する議員は、所定の使用料を納入するものとする。

衆議院解散後においては、議員宿舎は、総選挙の告示日の前日までこれを使用することができる。

参考

五〇六 議員宿舎に世話人会を置く。

各議員宿舎に、その運営に関し協議するため、世話人会を置き、各宿舎においてそれぞれの方法によ  
り世話人を選出する。

## 第三節 議員用自動車

第四編 雑件 第二章 議員会館、議員宿舎 第二節 議員宿舎 (五〇四一)  
及び議員用自動車 (五〇六)



### 第三節 議員用自動車

五〇七 役員及び特別委員長に専用自動車を配属する。

議長、副議長、仮議長、常任委員長及び特別委員長に専用自動車を配属する。

衆議院解散後においては、これらの専用自動車は、総選挙の告示日の前日までこれを使用することができる。

五〇八 各会派に議員専用自動車を配属する。

各会派に、その所属議員数の比率により、議員専用自動車を割り当て配属する。但し、議長、副議長、仮議長、常任委員長、特別委員長、国务大臣及び政務次官は、その所属会派の議員数よりこれを除く例である。

議員専用自動車は、その会派の事務長からの要求に基き出車する。衆議院解散後においては、議員専用自動車は、総選挙の告示日の前日までこれを使用することができる。

る。

### 第三章 雑

五〇九 議員の登院及び退院のため専用の自動車及びバスを運行する。

議員の登院及び退院のため、会期中休日を除き毎日、専用の自動車及びバスを、一定路線に運行する。なお、閉会中委員会が開会される場合には、議員専用自動車を運行する。

五一一 議員は、任期中一定の記事を帯用する。



### 第三節 議員用自動車

五〇七 役員及び特別委員長に専用自動車を配属する。

五〇八 議員の登録又は感測の式は専用自動車の自働車式に準ずる。

本条、閉会中委員会が開会を以てする場合は、議員専用自動車と配属する。

五〇九 議員の登録又は感測の式は専用自動車の自働車式に準ずる。

一〇 議員専用自動車は、その会派の事務長からの要求に基づき出庫する。

議員専用自動車は、その会派の事務長からの要求に基づき出庫する。

### 第三章 雑

五一〇 帝国議会における先例で、憲法、国会法に反しないものは、なお効力を有する。

第一回国会召集日前の昭和二十二年五月十六日の各派交渉会において、帝国議会当時における先例の効力に関して協議した結果、新しい国会においても憲法、国会法の精神に違反しないものについては、なお効力を有することに決定し、第一回国会以来この決定に準拠している。

参看 三二二号

五一一 議員は、任期中一定の記章を帯用する。

議員の記章は、最初、緑色に白線を施したものの(心銀)を用いていたが明治二十八年十一月二日に水色(心金モール)に改め、第五十六回帝国議会において、金属製、銀燻、花瓣の縁及び心金色に改め、第八



十回帝国議会において、金属製、銀色に改め、更に第六回（臨時）国会に現在使用しているものに改めた。その記章は、中蕊が径三分の十一瓣金色菊花紋章であつて、径六分の金色台金に赤茶色純絹糸をもつて、苧込ビロードで仕上げられたものである。昭和二十五年一月十八日に意匠登録している。（登録番号、第九二一三六号）

議員記章は、総選挙後の国会召集日に各議員に交付し、議員はその任期中これを帯用する。

### 五二二 議員の控室は、会派別にこれを定める。

議員の控室は、第一回国会以来、毎会期の始に、議院運営委員会（特別会の場合は各派協議会）の決定によつて、会派別に定めるのを例とする。

参看 一一九号、一二〇号

## 第三章 雑

### 五二三 議員の所属届は、その会派の役員又は議員から届出する。

議員の所属届は、その会派の役員から提出する。所属の異動があつたときは、その会派の役員又は本人から届出するのを例とする。但し、会派の役員からの届出と本人からの届出とが一致しない場合には、本人の届出による。

### 五二四 院外にある団体に所属している議員が一名のみであるときは、

院内においては無所属として取扱う。

昭和三年二月二十日の第十六回総選挙において選出された議員中に、院外にある政党に属しているも院内においては一名のみのもものが三名あつたので、院内における党籍取扱方に関し、同年四月十四日の各派交渉会で左の通り決定した。

一 無所属トハ院内ニ於テ團體ヲ爲ササルモノヲ謂フ團體トハ二名以上ノ集團ヲ謂フ  
第一回（特別）国会以来、院内における党籍の取扱については、この例によつてゐる。



### 五一五 議場内に交渉係を設ける。

第五十回帝国議会 大正十四年二月五日の各派交渉会において、「議場内ニ於ケル發言其ノ他ノ用務ハ總テ各派交渉係ヨリ書記官長又ハ書記官ニ交渉スルコトトシ如何ナル場合ニ於テモ多數登壇シ議長席又ハ演説者ニ迫ルカ如キコトヲ爲ササルコト而シテ右交渉係ハ各三名トスルコト」を協定し、なお、「登壇交渉ヲ爲ス者ハ成ルヘク交渉係ノ内一名ナルコト」を申合せ爾來この例によつていた。新国会となつてもこの先例によつて毎国会議場内に交渉係を設けることを例とする。而して、交渉係の員数は、第一回(特別)国会においては、二十名以上の会派は各二名、二十名以下の会派は一名と定め、同国会の途中から二十名以上の会派は各三名に改め、第三回(臨時)国会においては、二十名以下の会派は正副各一名に改め、第七回国会においては二百名以上の会派は五名、百名以上二百名未満の会派は四名、二十一名以上の会派は三名、二十名以下の会派は正副各一名とすることに改め、第十一回(臨時)国会からは、二十一名以上の会派については主任者を定めることとなり、第二十回(臨時)国会からは二百名以上の会派、及び百五十名以上の会派は五名と改められた。

参看 一一九号

### 五一六 議事進行係を設ける。

議事進行係は、毎会期の始めに与党において、議院運営委員のうちから正副二名を定め届出をする例である。

参看 一一九号

### 予備金三条

### 五一七 衆議院予備金支出の件は、次の常会に提出する。

衆議院予備金支出の件は、概ね次の常会の始めにおいて、議院運営委員会の議を経て、議院運営委員長の提出として、議院の承諾を求めるのを例とする。

しかし、衆議院解散のため、報告して承諾を求めるとまがなく、次の特別会に報告して承諾を求めたことがある。昭和二十六年年度衆議院予備金支出の件は、第十四回国会の始めに報告して承諾を求めべきであつたが、同国会は召集後三日で解散され、承諾を求めるとまがなかつたので、第十五回(特別)国会の昭和二十七年十二月九日の会議に報告して承諾を求めた。



五一八 議長は、内閣総理大臣の任命式に列席する。

内閣総理大臣の任命式が皇居において行われるときは、議長は、参議院議長とともに列席するのを例とする。

又、議長は、任命式が行われる前に、天皇陛下にお目にかかり、内閣総理大臣の指名の経過を御報告するのを例とする。

なお、第二十一回国会の鳩山内閣総理大臣の任命式の際は、議長が欠けていたので、副議長原彪君が列席し、任命式が行われる前に、天皇陛下に、内閣総理大臣の指名の経過を御報告した。

参看 六六号、一六五号

五一九 議長は、本院における審議の経過を御報告する。

議長は、会期終了の後、皇居或いは那須御用邸において天皇陛下にお目にかかり、本院における審議

の経過を御報告したことがある。

五二〇 立太子の礼及び成年式につき、賀詞を奉呈する。

第十五回(特別)国会昭和二十七年十一月十日皇太子明仁親王殿下の立太子の礼及び成年式が行わせられるに際し、十一月七日の会議において、日程第一立太子の礼及び成年式に当り天皇陛下並びに皇太子殿下に上る賀詞の件について、議長(大野伴睦君)は、本院は慶祝の意を表するため、特に院議をもつて、天皇陛下並びに皇太子殿下に対し賀詞を差上げることとし、その案文の起草は議長に一任されたい旨を発議し、院議異議がなかつたので、議長は、議長起草にかかる案文を朗読し、院議これを可決した。(会議録一九、二〇頁)

議長(大野伴睦君)は、次の会議(同月二十四日)の劈頭、右賀詞は、十日皇居において天皇陛下及び皇太子殿下にそれぞれ拝謁し、差上げましたところ、天皇陛下及び皇太子殿下から、御言葉を賜わつた旨を報告した。(会議録三五頁)

なお、十日に行われせられた立太子の礼宣制の儀及び皇太子成年式立太子の礼朝見の儀に、議長、副議長及び議員の



代表並びに事務総長、法制局長及び事務次長は、参列し、又十二日に行われた宮中饗宴第一日の儀には、議長、副議長及びその夫人が招待され、十三日の同第二日の儀には、議員が招待され、十四日の同第三日の儀には、事務総長、法制局長及び事務次長が招待された。(公報九三乃至九六頁)

参看 三七八号

五二一 新年祝賀の儀に議長、副議長及び議員が参列する。

昭和二十八年一月一日の新年祝賀の儀より、議長、副議長、議員及び事務総長は、これに参列することとなつた。

なお、以上の者の夫人も参列する。

五二二 議長、副議長及び議員は、天皇誕生日の祝賀宴並びに園遊会に招かれる。

昭和二十八年四月二十九日の天皇誕生日から皇居で祝賀の宴が催されることとなつて、議長及び副議

長は毎年招待され、議員は甲、乙、丙、丁の四班に分け、順次その一班ずつ招待されることとなり、

昭和二十八年には甲班が、昭和二十九年には乙班が招待された。

事務総長は乙班となつていたので昭和二十九年に招待された。

以上の者の夫人も招待されている。

又、昭和二十八年十一月五日大宮御所における園遊会には、議長及び副議長が招待され、議員は甲、

乙、丙、丁の四班に分け、順次その一班ずつ招待されることとなり、その一班が招待された。

昭和二十九年十月二十九日皇居における園遊会には、議長及び副議長が招待され、議員は、前年には

四班に分けて招待されていたが、昭和二十九年からは二班に分けその一班が招待された。

事務総長は、乙班となつていたので昭和二十九年の園遊会に招待され、法制局長及び事務次長は、昭

和二十八年の園遊会に招待された。

以上の者の夫人も招待されている。

五二三 永年在職議員の表彰の決議をする。



第六十七回帝国議会昭和十年三月十四日各派交渉会において協議の結果、三十年以上在職した議員に對しては、院議で表彰すること、決議文は扁額に調製し贈呈すること、且つ、議員一同から金十円ずつを醵出し、表彰された議員の肖像画各二面を作製し内一面は表彰者に贈呈し、一面は院内に掲揚して記念することに決定し、同議会の三月二十七日の会議において尾崎行雄君外五名の表彰決議をした。

(その後に表彰された議員、第六十八回議会に一名、第七十回議会に一名、第七十一回(特別)議会に一名、第七十四回議会に二名、第七十六回議会に一名)

第七十六回帝国議会昭和十六年二月二十七日の議院協議会において、今後在職二十五年以上の者を表彰することに改められ、同日の本会議で野村嘉六君外六名の表彰決議をした。爾来この例によつて表彰された議員は十八名である。(第七十七回(臨時)議会に三名、第八十一回議会に三名、第八十三回(臨時)議会に一名、第八十四回議会に一名、第八十六回議会に一名、第八十八回(臨時)議会に七名、第八十九回(臨時)議会に一名、第九十回(臨時)議会に一名)

第七回国会昭和二十五年四月十八日の議院運営委員会において、先例によつて田中萬逸君を表彰するに際し、帝国議会当時の議員の在職年数を通算するかを協議し、その結果この在職年数を通算することとなり、同日の会議において田中萬逸君の表彰決議をした。(第六十七回帝国議会以来表彰された議員の総数は三十八名である。)

なお、第十三回国会昭和二十七年二月十六日議院運営委員会において、在職五十年以上に達した議員尾崎行雄君に對し、重ねて院議をもつて、特別の表彰決議を行うことに決定し、同日の会議においてこの決議をした。

参看 一一九号、三七八号

## 五二四 五十年以上在職の議員に衆議院名誉議員の称号を贈る。

第十六回(特別)国会昭和二十八年七月十七日の議院運営委員会において、前議員尾崎行雄君は、本院議員として五十年以上在職し、特に国家並びに憲政に顕著な功績のあつた者であるから院議をもつて、衆議院名誉議員の称号を贈ることに決定、同日の本会議において、前議員尾崎行雄君に對し衆議院名誉議員の称号を贈る決議をした。(會議録三七一、三七二頁)

参看 一一九号、三七八号



## 五二五 憲政功労年金法を制定する。

第十九回国会昭和二十九年五月三十一日議院運営委員会において、国会議員として、五十年以上在職し、かつ憲政上特に功績顕著なもので、本院又は参議院において、表彰の議決があつた者には、終身功労年金百万円を支給する憲政功労年金法を制定することに決定し法案を起草し、委員会の提出案とすることとなり、同日の本会議において、委員会の審査を省略して議題とし、議院運営委員長菅家喜六君の趣旨弁明の後全会一致これを可決し、参議院に提出した。同院は六月三日可決し、六月十一日法律第一四七号をもつて、又同法施行令が七月三十日政令第二二二二号をもつて公布された。この法律及び同法施行令によつて尾崎行雄君に対し終身功労年金を支給することになつて昭和二十九年分を八月十一日に支給された。

参看 一一九号

## 五二六 両院の有志議員が日本議員団を組織して、列国議会同盟に加盟する。

列国議会同盟会議は、明治二十一年(千八百八十八年)イギリス、フランス両国の代表者が会合して国際

平和の為に義務的仲裁裁判普及に努力することを決議し、翌明治二十二年(千八百八十九年)フランスのパリにおいてイギリス、アメリカ、フランス、イタリア外五ヶ国の代表者が会合してその第一回会議を開会したのが最初である。我が国の議会在正式の招待状を受けたのは、明治三十九年(千九百六年)であつて、当時第十四回会議の開催地であるイギリスのロンドンに滞在中の一議員が個人の資格で参列した。明治四十一年(千九百八年)にはドイツのベルリンで第十五回会議が開かれるとの通知があつたので、本院有志議員が合同して、議員全体を有志団体とし正副議長をその代表者とすること等を決議し、一議員が渡欧のついでに団体の承認を経て参列した。而して、明治四十四年初めて日本議員団規約を設け、第十一回総選挙選出議員の有志のみ団員に加入することに決定した。第一次世界大戦中は、同会議は一時中止されたが、大正十年八月の第十九回会議以来毎年開催され、その都度議員数名を参列させていた。しかし、第三十五回会議(昭和十四年八月)後第二次世界大戦が勃発したので、同会議は再び一時中止となつた。

第二次世界大戦終了後は、昭和二十二年(千九百四十七年)にエジプトのカイロにおいて第三十六回会議が開かれ、以後毎年開催されていたが、我が国は招待されなかつた。しかるに、昭和二十六年(千九百五十一年)一月、同盟事務総長より本院議長宛、日本議員団の同盟への復帰希望の申出があり、翌二十七年(千九百五十二年)に至り、衆参両院有志議員をもつて日本議員団を組織し同盟に加入することと



なり、同年八月スイスのベルンにおいて開催された第四十一回会議に議員を派遣し、爾来毎年派遣している。

昭和二十七年八月(第十三回国会閉会中)第四十一回会議がスイスのベルンにおいて開催された際は、大村清一君外四名及び山崎参事並びに参議院議員五名及び参事一名が参列した。なお、同月二十八日(第十四回国会)衆議院が解散されたので、大村君外四名は、途中より帰国した。

昭和二十八年九月(第十六回(臨時)国会閉会中)第四十二回会議がアメリカのワシントンにおいて開催された際は、星島二郎君外五名及び茨木参事並びに参議院議員五名及び参事一名が参列した。

昭和二十九年八月(第十九回国会閉会中)第四十三回会議がオーストリアのウィーンにおいて開催された際は、篠田弘作君外四名及び山野参事並びに参議院議員五名及び参事一名が参列した。

参考 一一九号

### 五二七 議員を海外に派遣する。

列国議会同盟会議参列のための外、院議により平和會議に議員を派遣し、又視察等のために議員を海外に派遣したことがある。

昭和二十五年一月(第七回国会)、米国議會制度調査のため、山崎猛君外五名を派遣し、大池事務総長及び島参事が同行した。

昭和二十六年一月(第十回国会)、米国の農業関係立法及び農業政策実施状況視察のため、森幸太郎君外五名を派遣し、市橋参事が同行した。

昭和二十六年六月(第十回国会閉会中)、米国の議會運営の実情調査のため、倉石忠雄君外三名を派遣し、横大路専門員が同行した。

又、米国の地方行政の実状調査のため、龍野喜一郎君外三名を派遣し、有松専門員が同行した。又、米国の内閣機構調査のため、木村公平君外三名を派遣した。

第十一回(臨時)国会、昭和二十六年八月十八日の院議により、同年九月米国サンフランシスコで開催された平和會議に、山口喜久一郎君外六名を派遣し、島参事が同行した。

昭和二十六年十月(第十二回(臨時)国会)、イギリス下院総選挙の状況視察及び同国の選挙制度調査のため、水田三喜男君外四名を派遣し、三浦法制局参事が同行した。

昭和二十八年八月(第十六回(特別)国会閉会中)、欧米各国の議會制度調査のため、菅家喜六君外四名を派遣し、鮫島法制局参事が同行した。

同年九月、東南アジア各国視察のため二班を派遣し、一班は本多市郎君外六名であつて横倉参事



外一名が同行し、他は中井一夫君外八名であつて高橋参事が同行した。

昭和二十八年十一月(第十七回(臨時)国会閉会中)、旧南西諸島所在官公署職員の恩給等の支払並びに南方連絡事務所の執務状況調査のため、稻村順三君外四名を沖繩本島に派遣した。

昭和二十九年七月(第十九回国会閉会中)、ブラジルのサンパウロ州四百年祭に参列並びに南米各国と移民問題について折衝のため、降旗徳弥君外五名を派遣し、川口法制局参事が同行した。

又、欧米各国の議会制度調査のため、船田中君外三名を派遣し、久保田参事が同行した。

同年十一月、琉球政府主催の全琉球戦没者追悼式に参列のため、逢澤寛君を派遣した。

参看 一一九号、三七八号

## 五二八 議院の慰問

水害、震災、大火等に際し、院議をもつて決議をなし、又は院議若しくは議院運営委員会の決定により、被害地に慰問及び視察のため議員団を派遣したことがある。

なお、各派交渉会又は議院運営委員会の決定により、議員一同より義捐金を贈つたことがある。

### (一) 議員団を派遣した場合

第一回(特別)国会 昭和二十二年九月十八日の本会議において、議長(松岡駒吉君)は、関東地方を中心とする水害による被害者に対し、見舞の言葉を述べ、国務大臣より水害について報告があつた後、叶凸君は、関東地方を中心とする水害について、現地視察のため、特に院議をもつて議員二十四名を派遣することとし、直ちに議長において指名せられたいとの動議を提出し、議長は、これを諮つたところ異議なく可決したので、直ちに派遣議員を指名した。(会議録三八八乃至三九二頁)

第二回国会 昭和二十三年六月二十九日の本会議において、山崎猛君外十三名提出、福井、石川並びに和歌山県下における震災の救援に関する決議案を可決した後、副議長(田中萬逸君)は、昨二十八日福井、石川両県下における震災につき、同地方慰問のため、特に院議をもつて議員七名を派遣することとし、その人選は議長に一任されたいと諮つたところ、異議なくこれを可決した。

(会議録八一〇、八一二頁)

第十三回国会 昭和二十七年三月八日の議院運営委員会において、十勝沖地震による罹災地慰問のため、本院から議員五名を派遣するに決した。(議院運営委員会議録第三十二号一乃至四頁)

同 昭和二十七年四月十九日の議院運営委員会において、鳥取市の大火による罹災者慰問のため、



本院から議員五名を派遣するに決した。(議院運営委員會議録第三十七号一頁)

第十六回(特別)国会 昭和二十八年六月二十七日の本会議において議長(堤康次郎君)は、過般の台風第二号による西日本の被害並びに今次の北九州の豪雨による被害状況調査慰問のため、特に院議をもつて議員十五名を派遣することとし、その人選は議長に一任せられたいと諮つたところ、異議なくこれを可決したので、直ちに派遣議員を指名した。(會議録一七九頁)

同 昭和二十八年七月二十一日の本会議において、議長(堤康次郎君)は、今回和歌山、奈良両県を中心に南近畿一帯を襲つた豪雨の被害状況調査並びに罹災者慰問のため、特に院議をもつて議員五名を派遣することとし、その人選は議長に一任せられたいと諮つたところ異議なくこれを可決したので、直ちに派遣議員を指名した。(會議録三五五頁)

(二) 議員一同から義捐金を贈つた場合

第一回(特別)国会 昭和二十二年九月二十三日の各派交渉会において、関東地方の水害につき義捐金醸出の件を協議し、議員各自より二百円ずつを醸出し、十月十一日伊藤厚生次官に手交して、分配方を依頼した。

第二回国会 昭和二十三年六月二十九日の各派交渉会において、北陸地方の震災につき義捐金醸出

の件を協議し、議員各自より百円ずつを醸出し、北陸震災見舞議員団がこれを持参し、七月三日北福井県副知事に、同月五日柴野石川県知事にそれぞれ手交して、分配方を依頼した。

第十三回国会 昭和二十七年三月八日の議院運営委員会において、北海道十勝沖の震災につき義捐金醸出の件を協議し、議員各自より五百円ずつを醸出し、十勝沖地震災害衆議院慰問団がこれを持参し、同月十二日田中北海道知事に、同月十四日津島青森県知事に、同月十六日国分岩手県知事にそれぞれ手交して、分配方を依頼した。

同 昭和二十七年四月十九日の議院運営委員会において、鳥取市の火災につき義捐金醸出の件を協議し、議員各自より三百円ずつを醸出し、鳥取市火災衆議院慰問団がこれを持参し、同月二十八日鈴木鳥取県副知事に手交して、分配方を依頼した。

第十六回(特別)国会 昭和二十八年六月二十七日の議院運営委員会において、九州地方の水害につき義捐金醸出の件を協議し、議員各自より千円ずつを醸出し、衆議院九州地方水害調査団がこれを持参し、同月二十九日杉本福岡県知事及び鍋島佐賀県知事に、同月三十日桜井熊本県知事に、七月一日西岡長崎県知事及び細田大分県知事にそれぞれ手交して、分配方を依頼した。

同 昭和二十八年七月二十一日の議院運営委員会において、和歌山、奈良地方の水害につき義捐金醸出の件を協議し、議員各自より五百円ずつを醸出し、衆議院和歌山、奈良地方水害調査慰問団



がこれを持参し、同月二十三日小野和歌山県知事に、同月二十四日奥田奈良県知事にそれぞれ手交して、分配方を依頼した。

昭和二十九年十月八日(第十九回国会閉会中)の議院運営委員会において、北海道の風水害につき義捐金釀出の件を協議し、議員各自より三百円ずつを釀出し、同月十二日土木北海道東京事務所長に手交して、北海道知事に送金並びに分配方を依頼した。

昭和二十九年十月十一日(第十九回国会閉会中)の議院運営委員会理事会において、宮崎県の風水害につき義捐金釀出の件を協議し、議員各自より二百円ずつを釀出し、十一月十三日齋藤宮崎県東京事務所長に手交して、宮崎県知事に送金並びに分配方を依頼した。

昭和二十九年十月二十五日(第十九回国会閉会中)の議院運営委員会理事会において、愛媛県の風水害につき義捐金釀出の件を協議し、議員各自より百円ずつを釀出し、十一月十五日須田愛媛県東京事務所長に手交して、愛媛県知事に送金並びに分配方を依頼した。

参看 一一九号、三七八号

### 五二九 外国における水害に際し、院議をもつて見舞の決議をする。

第二回国会 昭和二十三年六月五日の本会議において、議長(松岡駒吉君)は、米国のオレゴン州における水害につき見舞の決議をしたい旨を諮ったところ、異議なく可決した。(会議録五四五頁)よつて、議長は、同月八日連合国総司令部にホイットニー代将を訪問し決議文を手交した。

参看 一一九号、三七八号、三八〇号

### 五三〇 皇太后陛下崩御につき、弔詞を奉呈する。

第十回国会 昭和二十六年五月十七日皇太后陛下が崩御せられたので、本院は、同十九日の会議において、哀悼の誠意をささげるため、弔詞起草委員を設けて、弔詞文案を起草させ、同日の会議において、これを全会一致で可決し、即日議長(林譲治君)は参内し、宮内庁長官を経て、弔詞を奉呈した。なお、皇太后陛下大喪儀に際して、五月十九日の斂葬前殯宮拝礼の儀に、議長副議長及び議員は、参拝し、同二十二日の斂葬当日葬場殿の儀にも参列した。

五三一 参看 一〇四号、三七八号



### 五三一 議院において弔詞を贈る。

(一) 皇族殿下の薨去につき、弔詞を奉呈する。

第十五回(特別)国会 昭和二十八年一月四日(年末年始の休会中) 秩父宮雍仁親王殿下薨去につき、同七日、議長(大野伴睦君)は、各派代表の出席を求め協議会を開き、その結果、本院から弔詞を奉呈することとし、その案文を決定し、同月十日議長は、千代田区三番町宮内庁分室において、弔詞を奉呈した。なお、同十二日故雍仁親王殿下の葬儀に際して、議長、副議長、議員、事務総長及び以上の者の夫人は、葬場の儀に参列した。

(二) 議員の逝去につき、弔詞を贈る。

第一回帝国議会以来、議員が逝去したときは、開会中であると、閉会中であることを問わず、その遺族に弔詞を贈るのを例とする。第三回帝国議会までは、閉会中に逝去した者に対しては、開会をまつて院議に諮つて、これを贈つていたが、第四回議会からは、閉会中のときは、議長から弔詞を贈り、又第十四回議会からは、例文に

よる弔詞は開会中であつても、院議に諮ることなくこれを贈ることとなり、第五十二回議会からは、開会中(年末年始の休会中を除く)逝去したときは逝去者の属した会派以外の議員から弔詞を贈るの動議を提出し、かつ、追悼の辞を述べるのが例となつたが、第七十九回議会からは、逝去者と同一府県選出に係る当選回数が多い者から弔詞を贈るの動議を提出し追悼の辞を述べることに改めた。第六十七回議会以後は、議会召集詔書公布後開会前に逝去した者に対しても、開会中逝去した者と同一の例により、既に議長において弔詞を贈呈した者に対しては議会開会後に代表議員が追悼の辞を述べることとなり、又年末年始の休会中に逝去した者に対しても亦同一の例によることとなり、さらに第八十三回(臨時)議会からは閉会中に逝去した者に対してもこの例によることになつた。爾来新国会となつてもこの例によつてゐる。

第六十九回(特別)帝国議会以来、議員逝去の場合は、弔詞と共に議長から花環一個を贈るのを例としてゐる。議長、元議長、國務大臣、元國務大臣の職にあつた者、又は永年在職議員として表彰された者若しくは十年以上在職した者が逝去したときは、例文によらないで、特別の弔詞を贈呈するのが例である。

元議員で、永年在職議員として表彰された者又は元議長、元副議長の職にあつた者が逝去したとき



は、同様に特別の弔詞を贈呈するのが例である。昭和三十二年七月三十日、昭和三十二年七月三十日(第十九回国会閉会中)本院名誉議員尾崎行雄君逝去につき、特別の弔詞を贈呈した。

第三回(特別)帝国議会以来、臨時総選挙後議会召集前に議員が逝去した場合に、書記官長において弔詞を贈つたことがある。

(三) 国家並びに憲政のため功労があつた者に対し弔詞を贈る。

第一回(特別)国会 帝国学士院会員帝国芸術院会員文学博士幸田成行君昭和二十二年七月三十日逝去につき八月二日院議をもつて弔詞を贈呈した。

第六回(臨時)国会 参議院議長松平恒雄君昭和二十四年十一月十四日逝去につき十一月十七日院議をもつて弔詞を贈呈、元立憲民政党総裁元貴族院議員若槻禮次郎君十一月二十日逝去につき同月二十三日院議をもつて弔詞を贈呈した。

参考 一一九号、三七八号

五三二 議院において弔意を表す。

院議をもつて若しくは議長が議院を代表して、外国皇帝の御逝去、大使の遭難につき、弔意を表した。

第一回(特別)国会 昭和二十二年八月十七日連合対日理事会議長アチソン大使の遭難につき、議長(松岡駒吉君)は同月十九日の会議において、本院は弔意を表するため弔詞を贈呈したい旨を決議し、議長起草にかかる文案を朗読し、院議全会一致をもつてこれを可決し、即日議長は、決議文を連合国総司令部マッカーサー元帥に手交した。

第十三回国会 昭和二十七年二月六日英国皇帝ジョージ第六世陛下御逝去につき、同七日議長(林讓治君)は、各派の代表議員と協議の結果、英国下院議長宛弔電を発した。

参考 一一九号、三七八号

五三三 議員が逝去したときは、議員一同から香奠を贈る。

第五回(特別)国会 昭和二十四年四月十二日の議院運営委員会において、議員大瀬久市君逝去の際、今後議員逝去の場合は、議員各自百円ずつを醸出して、遺族に香奠を贈ることを申し合せた。爾来こ



れを例とする。

第十回国会 昭和二十六年三月十二日の議院運営委員会において、議長幣原喜重郎君逝去につき、

五 特に議員各自二百円ずつを醸出することを申し合せた。

第十五回(特別)国会 昭和二十八年二月二十三日の議院運営委員会において、議員愛野時一郎君逝

去の際、今後議員各自三百円ずつを醸出することを申し合せた。

第十六回(特別)国会 昭和二十八年八月四日の議院運営委員会において、議員中助松君逝去(殉職)

の際は、香奠議員各自三百円ずつを醸出の外、議院運営委員一同から委員各自千円ずつを醸出し  
て花環を贈呈した。

昭和二十九年九月三十日(第十九回国会閉会中)の議院運営委員会理事会において、議員富吉榮二君及び

同菊川忠雄君逝去の際、今後議員各自五百円ずつを醸出することを申し合せた。

参考 一一九号

### 五三四 衆議院葬を行う。

議長が逝去した場合又は名誉議員が逝去した場合に衆議院葬を行ったことがある。

第十回国会 昭和二十六年三月十日議長幣原喜重郎君逝去につき、同月十二日の議院運営委員会に

ついて、幣原議長の葬儀は衆議院葬とすること、葬儀委員長は新議長、副委員長は副議長、委員  
は各党代表九人、両院事務総長、国立国会図書館館長、内閣官房長官、外務事務次官、大阪府知  
事、関係事業団体の代表者一人、友人三人とすること、葬儀の費用は本院予備金から支出するこ  
とに決定し、同月十六日築地本願寺において衆議院葬をもつて執行した。

昭和二十九年十月六日(第十九回国会閉会中)衆議院名誉議員尾崎行雄君逝去につき、同月八日議院運営

委員会において、尾崎行雄君の葬儀は衆議院葬とすること、葬儀委員長、副委員長は正副議長、  
委員は各党代表八人、参議院正副議長、本院事務総長、内閣総理大臣臨時代理、東京都知事、東  
京都議会議長、逗子市長、罌堂会会長、三重県知事、友人四人とすること葬儀の費用は本院予備  
金から支出することに決定し、同月十三日築地本願寺において衆議院葬をもつて執行した。

参考 一一九号

### 五三五 議長は、ラジオ中継放送及びテレビジョン放送を許可する。

第十五回(特別)国会、昭和二十七年十一月二十一日、議長(大野伴睦君)は、十一月二十四日に行われ



る国務大臣の演説及び同月二十六、二十七の両日に行われる各党の代表質疑をラジオ中継放送及びテレビジョン放送をしたいとの申請があつたので、議院運営委員会に諮問して、これを許可した。爾来、申請がある都度、議長は、議院運営委員会に諮問して許可する例である。

なお、ニュース映画撮影については第七十八回帝国議会以来、又録音については第八十回帝国議会以来、議長においてこれを許可する例である。

参考 一一九号

### 五三六 会期中は、記章を帯用しなければ議院に出入することを許さない。

第一回帝国議会以来、会期中議院に出入する者には、記章又は、入場券若しくは、通院券を交付したが、第十九回帝国議会よりは、院内警備上の必要により数種の記章を制定し、国務大臣を除く外すべてこれを帯用させることとし、これを帯用しない者は、一切出入を許さないこととした。爾来記章の種類は、しばしば改正されたが、現在においては、政府委員には政府委員記章を、各官庁職員にはそれぞれ秘書官記章、公務員記章を、新聞通信記者には記者記章を、前議員には前議員記章を、議員秘

書には議員秘書記章を、各会派の事務員には政党事務員記章を、衆議院職員には職員記章を、その他の者には所定の記章、腕章等を交付する。

なお、第五回(特別)国会昭和二十四年二月より常任委員長には、別に秘書一人を限り議員秘書記章を交付している。政党事務員記章及び政党事務用記章は、しばしばその交付方法が改正されたが、第二十一回国会昭和二十九年十二月には次の方法により各会派に対し交付した。

1. 政党事務員記章(記名式)は、一会派につき基本数としての三箇に所属議員十名につき一箇の割合で算出した数を加えた数の二倍の数。
2. 政党事務用記章(無記名式)は、所属議員十名につき一箇の割合で算出した数の五割の数。

参考 五一一号







由 大藏省印刷局  
東京市神田區本町四丁目

衆議院事務局

東京市千代田区本町四丁目

昭和二十一年四月二十日發行  
昭和二十一年四月十五日印刷







